総務省

令和８年度「地域運営組織」全国セミナー

総務省

１．地域を取り巻く現状と地域運営組織の必要性

地域をとりまく現状

地域運営組織が注目されている背景

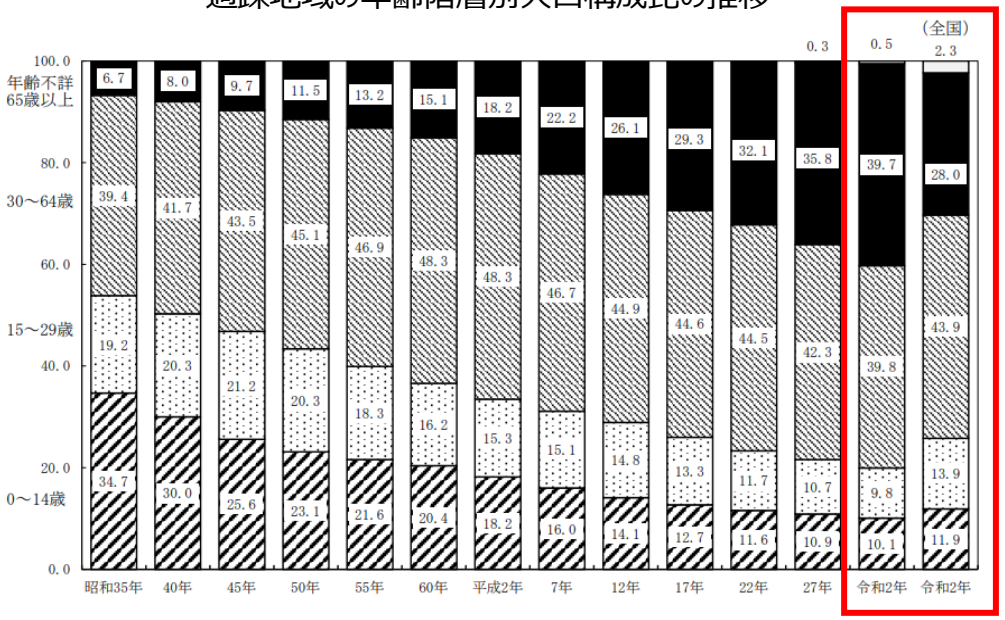
●地域が抱える課題

・人口減少や高齢化が進む地域における集落機能の低下

・商店や公共交通機関の撤退による生活基盤の衰退

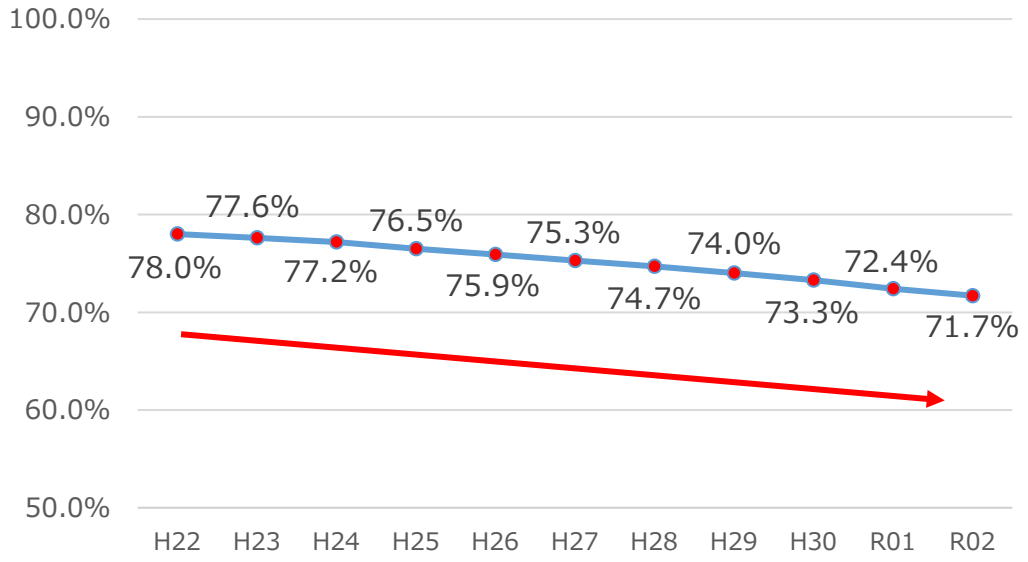
・自治会や町内会等への加入率の低下による地域コミュニティの希薄化　など

過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



出典：総務省「令和５年度版過疎対策の現況（R8.3）」

600市区町村における自治会・町内会等の加入率の平均



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7）」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率(世帯単位)について回答のあった600市区町村における単純平均）

なぜ、地域運営組織（RMO）が注目されているの？

地域の多様な主体が参画し活動する組織「地域運営組織（RMO）」※RMO：Region Management Organization

高齢者の見守り　草刈り　路線バスの廃止　地域行事の開催　など

それぞれの課題に対して、自治会やNPO法人などがバラバラに取り組んでも限界がある…
事業性のある活動など、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出して地域課題の解決を図る必要

地域で活動する既存の団体に加え、地域おこし協力隊などの移住者・関係人口も巻き込み、参加することで、活動の持続可能性が高まるとともに情報の共有・人材の交流が生まれる

地域活動のインフラ（基盤）となる組織



充実した地方財政措置の対象となる

１戸１票制ではなく、女性も含めた参加者1人1人が当事者意識を持って活動する団体

地域運営組織（RMO）とは

「**地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心**となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織」

地域運営組織（RMO）の現状

団体数

令和７年度は地域運営組織が全国で**8,587団体**が確認され、令和６年度（8,193団体）から394団体増加（4.8%増）し、平成28年度に比べて約2.8倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**903市区町村**であり、令和6年度（893市区町村）から10市区町村増加（1.1%増）

組織形態

法人格を持たない**任意団体が90.3%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.1%

構成団体

（複数回答）

自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.8%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.5%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.7%）が続く。

活動拠点

活動拠点を有する団体が97.3%、このうち64.3%が公共施設を使用

活動内容

（複数回答）

祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8%）が最も多く、交流事業（69.7%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（62.0%）などが続く。

収入

（複数回答）

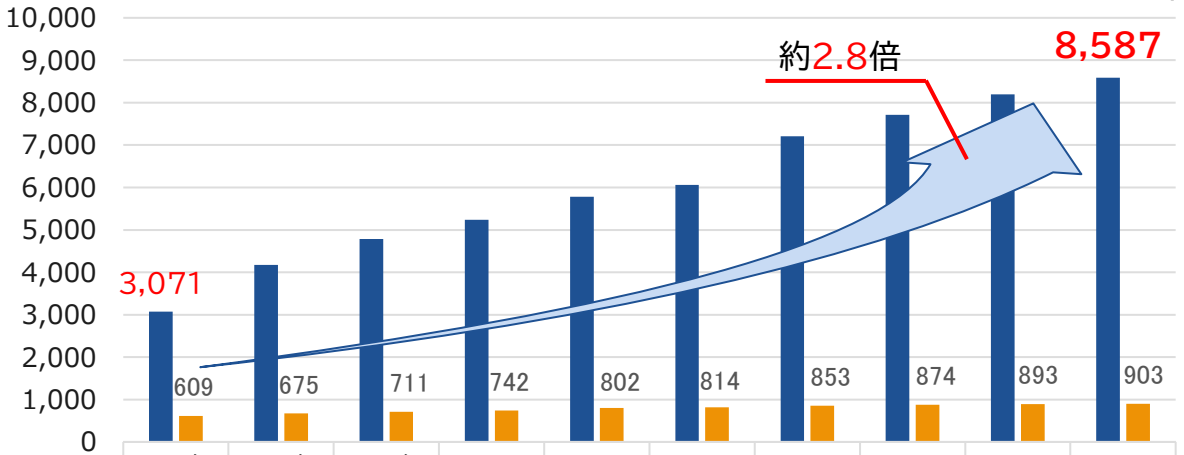
収入源（第１位から第５位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が86.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.2%

課題

（複数回答）

活動の担い手となる人材の不足（82.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（66.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（64.2%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。

（単位：団体）



	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域運営組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064	7,207	7,710	8,193	8,587
市区町村数	609	675	711	742	802	814	853	874	893	903

※令和７年度　総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）の活動事例

地域運営組織の主な活動は「祭り・運動会・音楽会などのイベント」や「高齢者交流事業」をはじめ、**「公共ライドシェア」**や**「買い物支援（移動販売）」**、**「ガソリンスタンドの経営」**など地域に必要とされている多種多様な取組を実施

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドと日用品店舗が閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり**ガソリンスタンドと食料品店舗の複合施設の更新等を実施。**
- 食料品店舗内には交流や談話できるサロンスペースがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる拠点にもなっている。



（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ICTを活用した 高齢者の見守りや地域食堂や子ども食堂での地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など**住民の生活支援活動を実施。**
- **地域の若者が中心となり住民の話し合いを運営、**アイディアを集約し、生活に根差した事業を展開している。



（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施。**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）は、住民の移動手段だけでなく、ゆったりとした観光も楽しめます。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

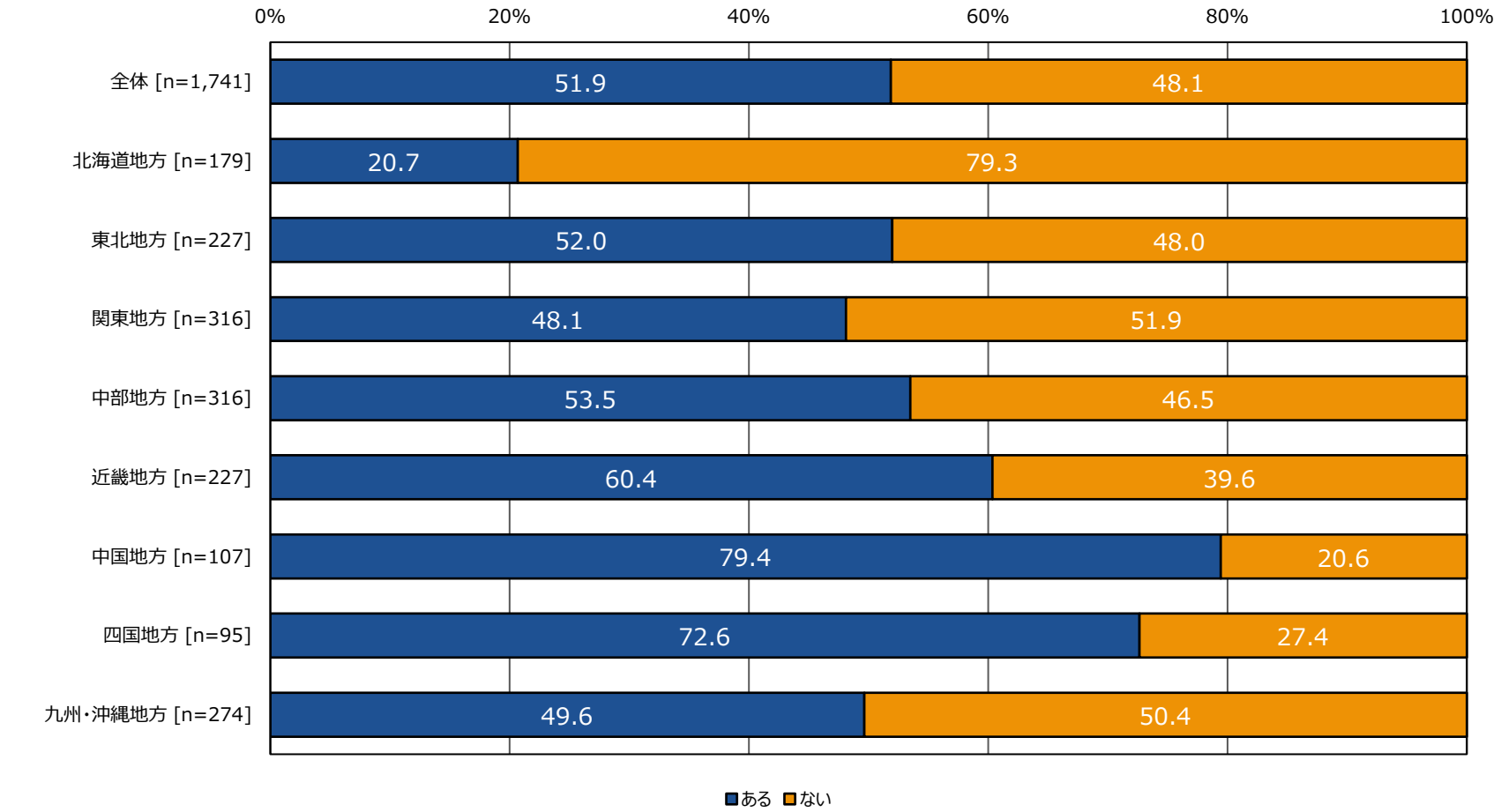
- 移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービス**を実施。
- 移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



地域運営組織（RMO）の形成状況　～地域ブロック別～

各市区町村の地域運営組織の有無

- 回答市区町村のうち、地域運営組織の有無については、「ある」が 903団体（51.9%）、「ない」が838団体（48.1%）となっている。
- 「中国地方」が79.4%と最も多く、次いで「四国地方」が72.6%、「近畿地方」が60.4%などとなっている。
- 「北海道地方」が20.7%と最も少ない。



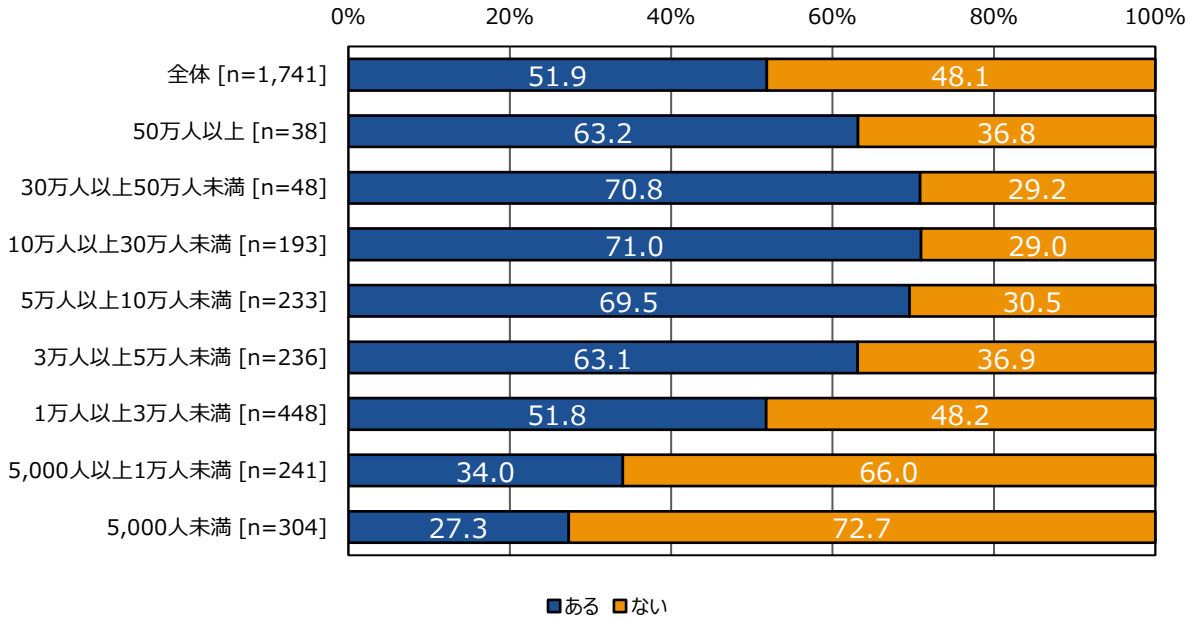
※令和７年度　総務省調査（市区町村：1,741団体が回答）

地域運営組織（RMO）の形成状況　～人口規模･都市分類別～

人口規模別

●回答市区町村の人口規模別に「地域運営組織がある」割合をみると、「10万人以上30万人未満」が71.0%と最も多くなっている。

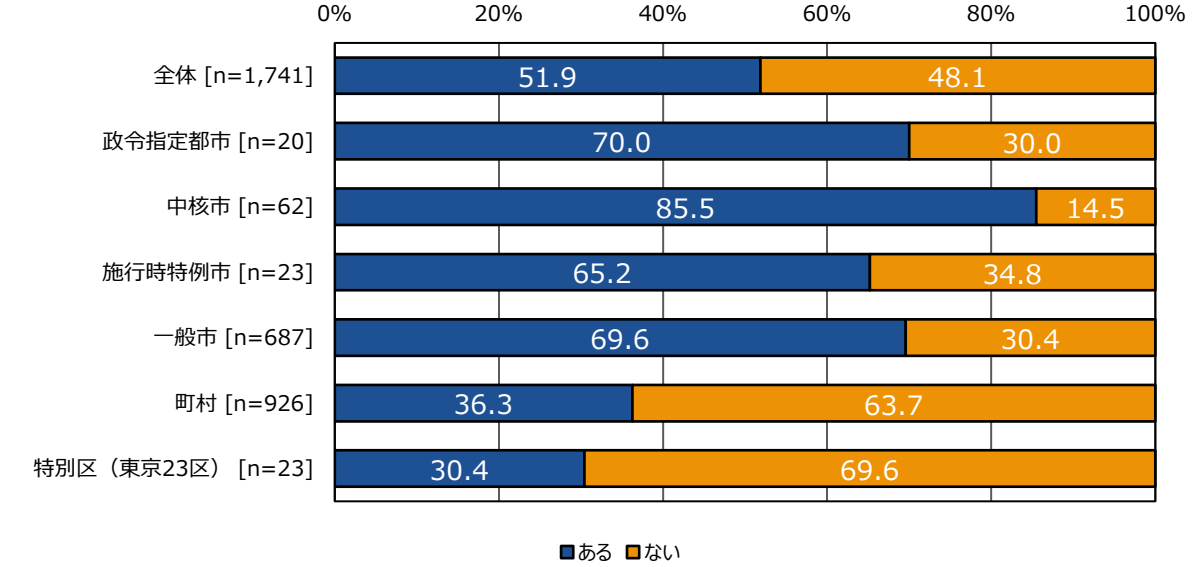
●「5,000人以上１万人未満」「5,000人未満」は３割前後と少ない。



都市分類別

●回答市区町村の都市分類別に「地域運営組織がある」割合をみると、「中核市」が85.5%と最も多くなっている。

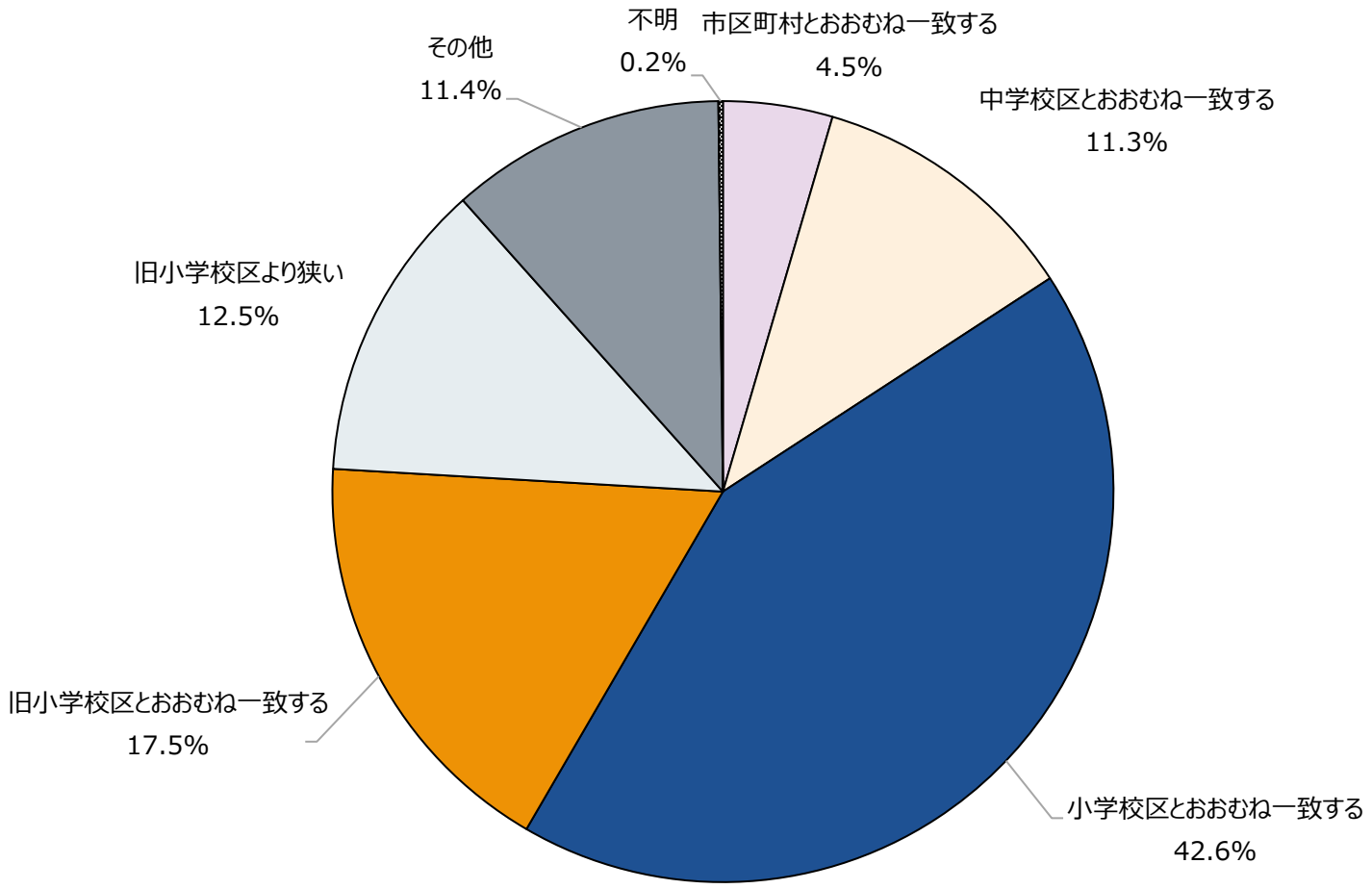
●「特別区」が30.4%と少なくなっているほか、「町村」が36.3%と少ない。



※令和７年度　総務省調査（市区町村：1,741団体が回答）

地域運営組織（RMO）の活動範囲

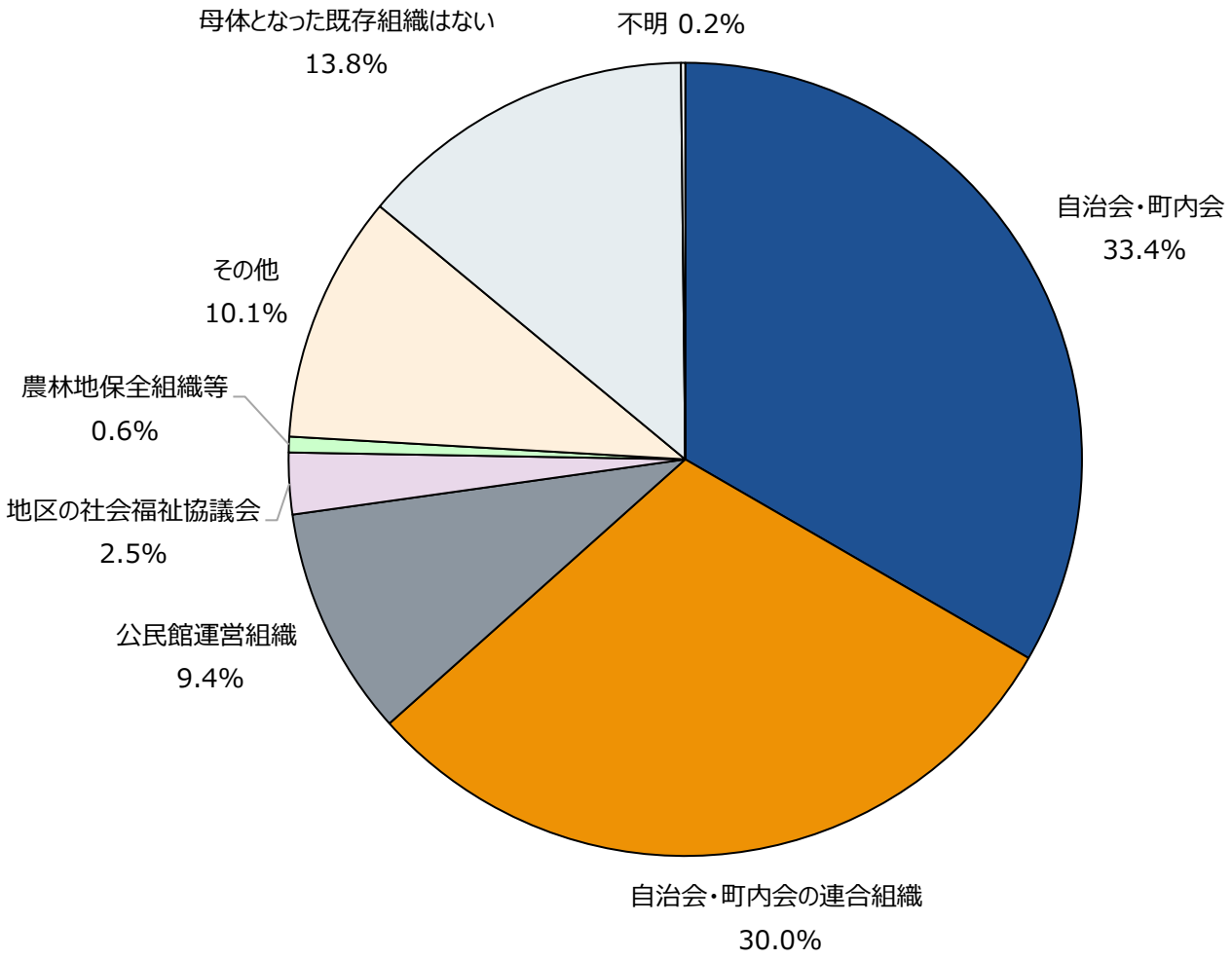
●学校が置かれている区域との対応関係は、「小学校区とおおむね一致する」が42.6%と最も多く、次いで「旧小学校区とおおむね一致する」が17.5%などとなっている。



※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

母体となった既存組織

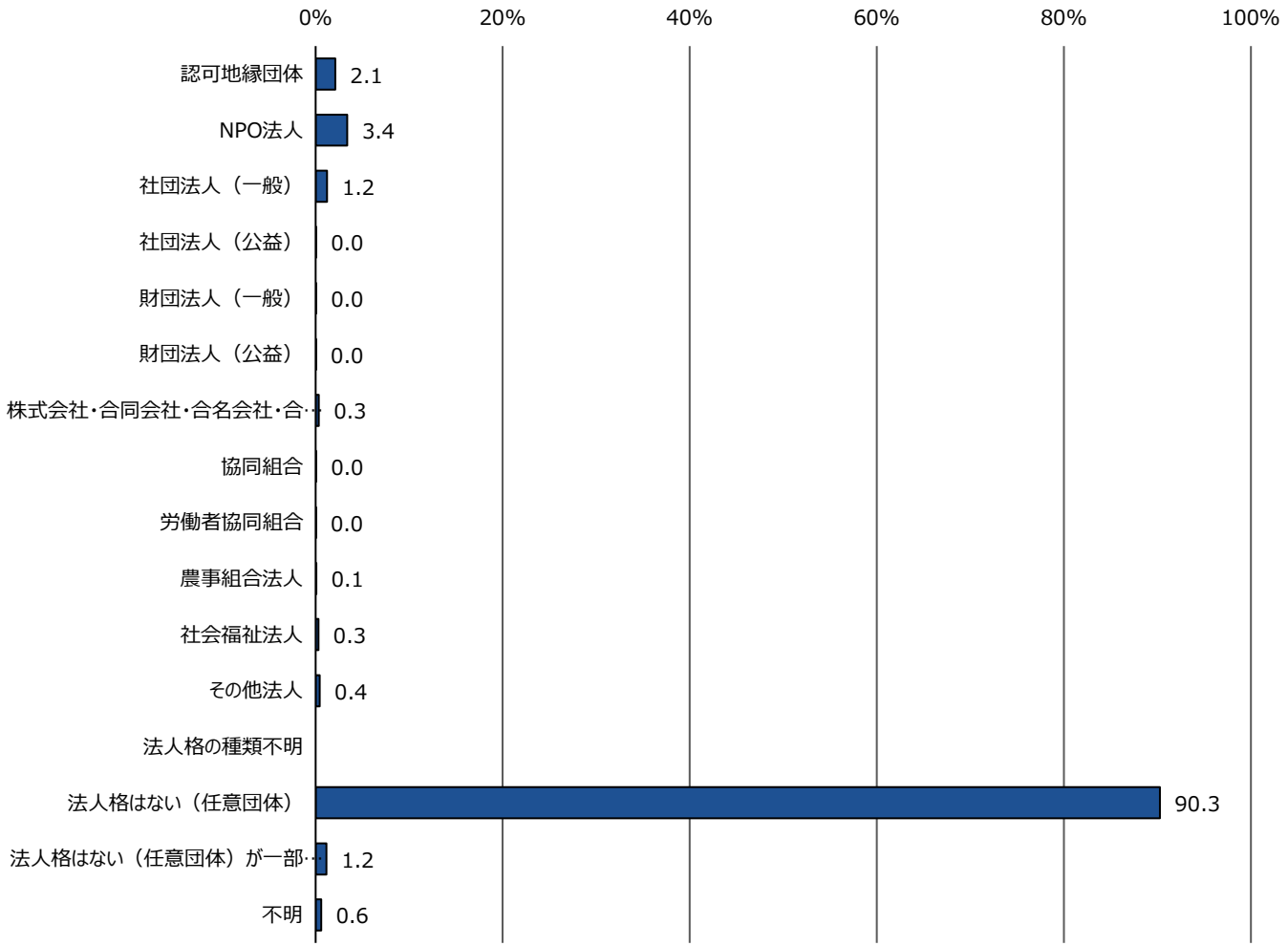
●母体となった既存組織は、「自治会・町内会」が33.4%と最も多く、次いで「自治会・町内会の連合組織」が30.0%などとなっている。



※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

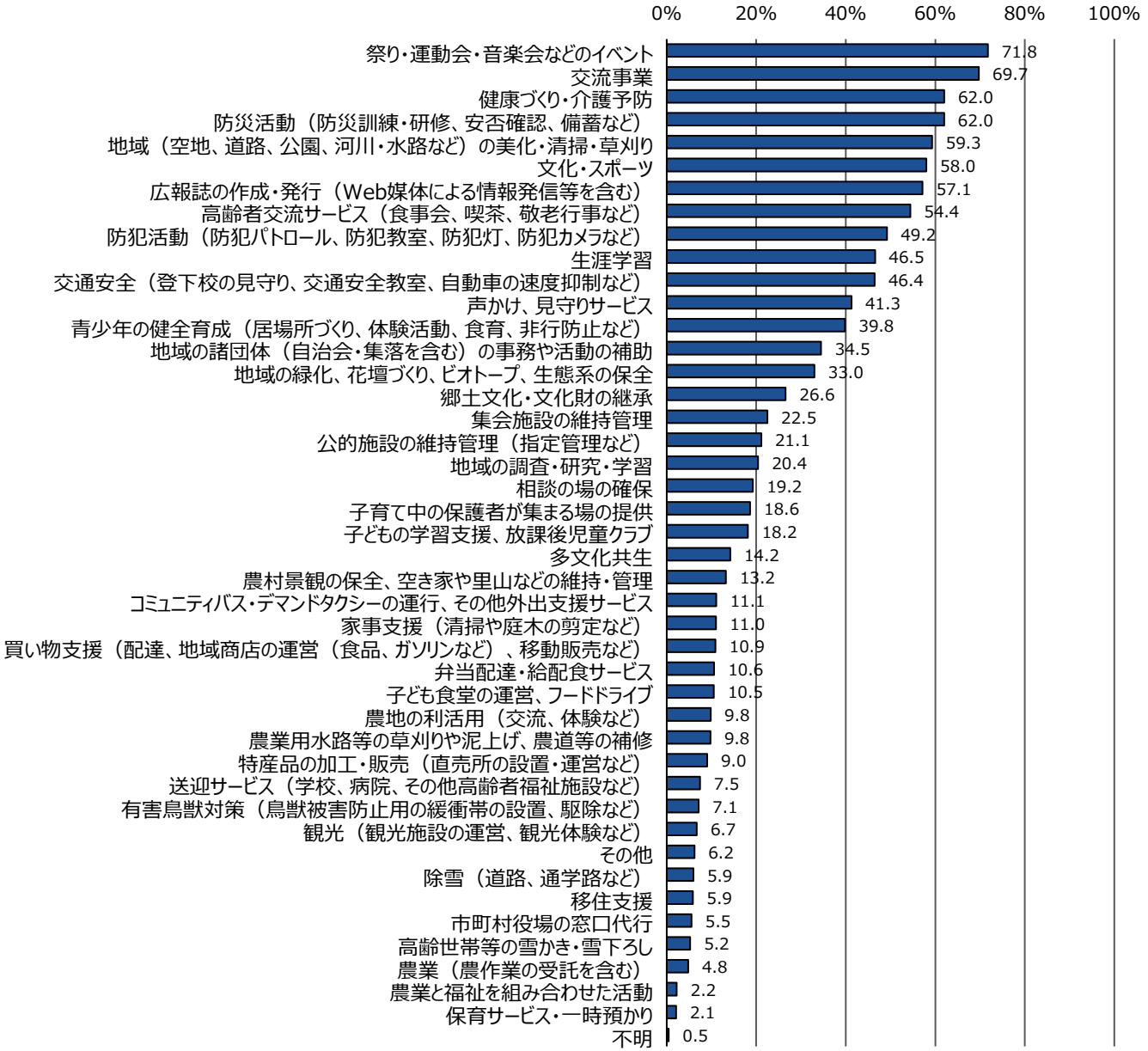
地域運営組織（RMO)の組織形態

●法人格の種類は、「任意団体」が90．３％と最も多く、次いで「NPO法人」が3.4％、「認可地縁団体」が2．１％などとなっている。



※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

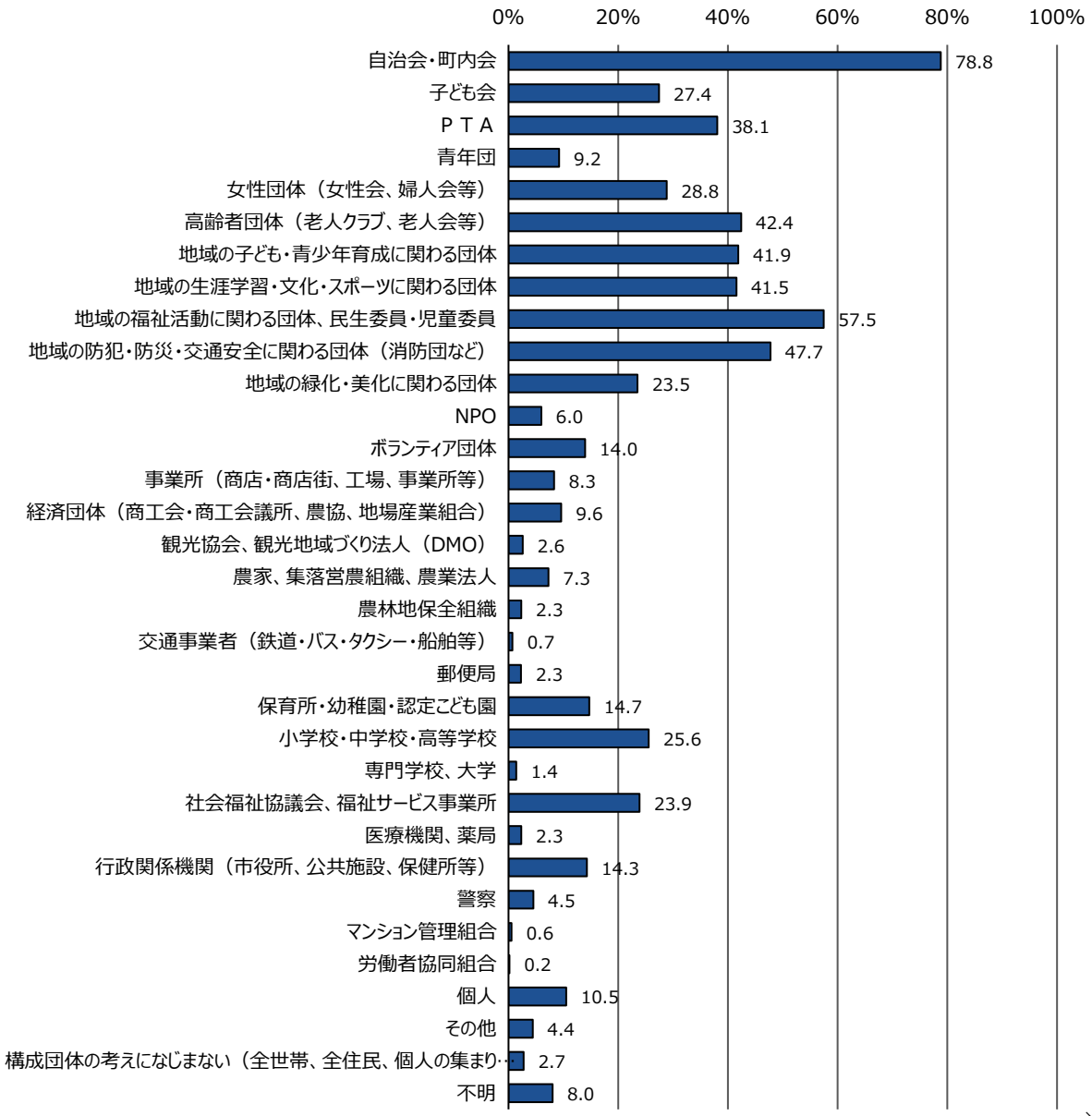
地域運営組織（RMO）の主な活動



● 祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8％）が最も多く、交流事業（69.7％）、健康づくり・介護予防（62.0％）、防災活動（62.0％）などが続く。

※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

構成団体として参加している組織



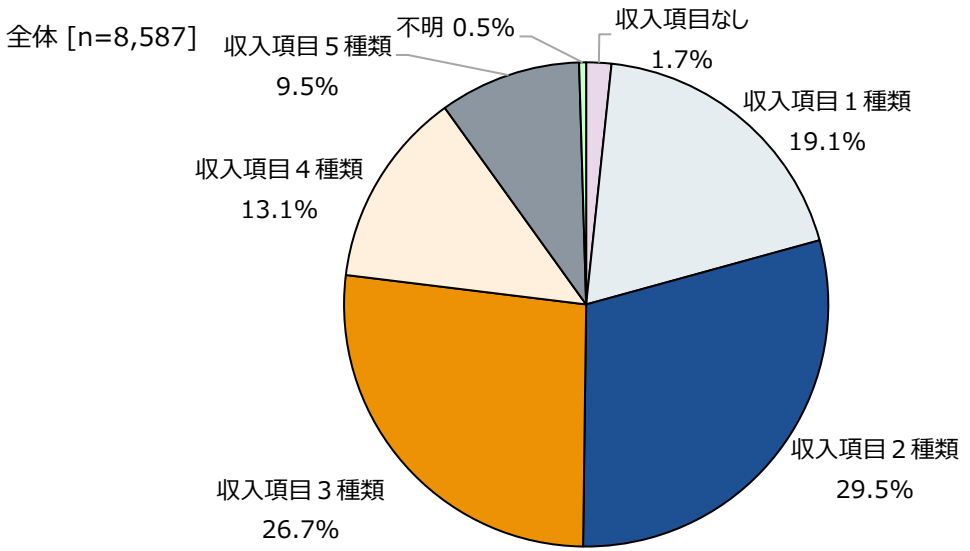
●地域運営組織に構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が78.8%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が57.5%、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」が47.7%などとなっている。

※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）の収入源

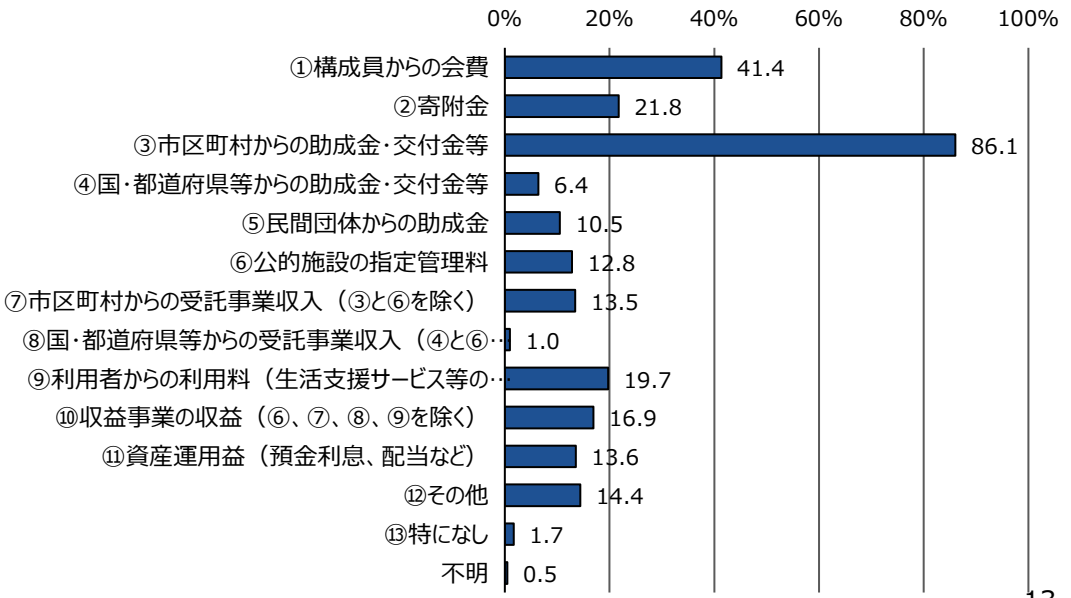
収入の項目数

●収入源の上位５項目の回答を求めたところ、回答のあった収入の項目数は、「収入項目２種類」が29.5%と最も多く、次いで「収入項目３種類」が26.7%などとなっている。



主な収入源［第１位～第５位を複数回答］

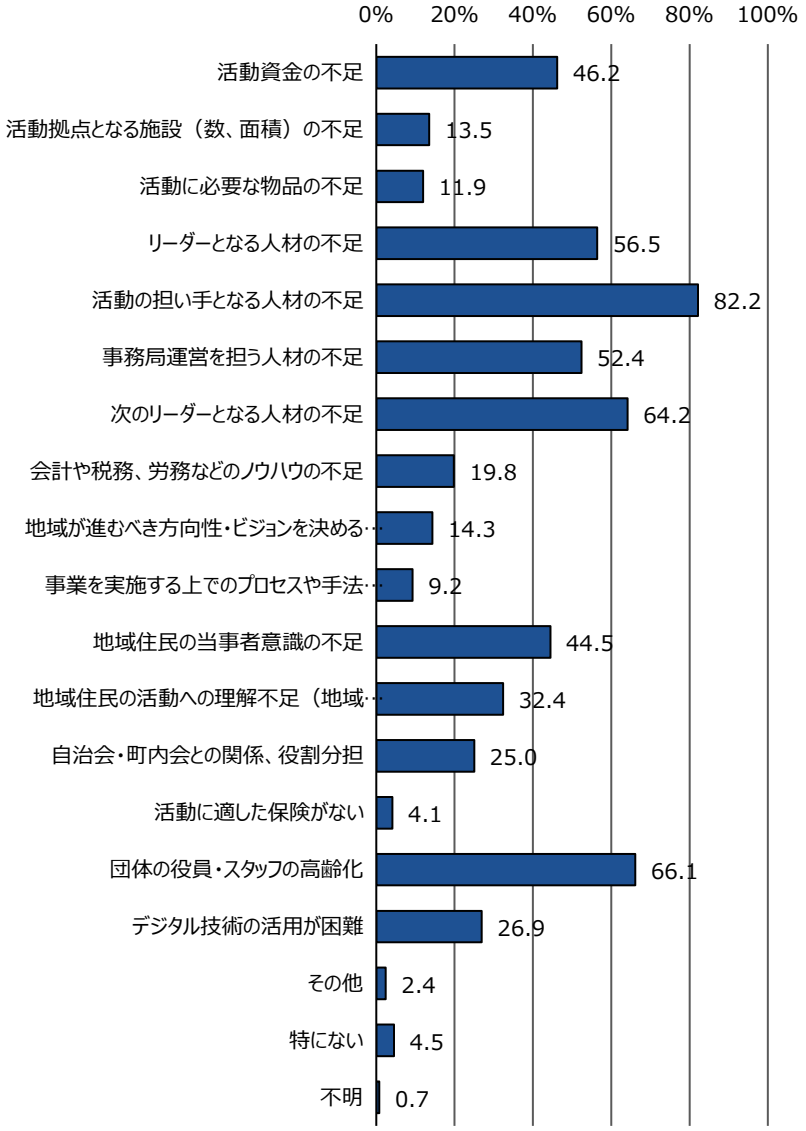
●主な収入源（第１位から第５位までを複数回答）は、「③市区町村からの助成金・交付金等」が86.1%と最も多く、次いで「①構成員からの会費」が41.4%、「②寄附金」が21.8%などとなっている。



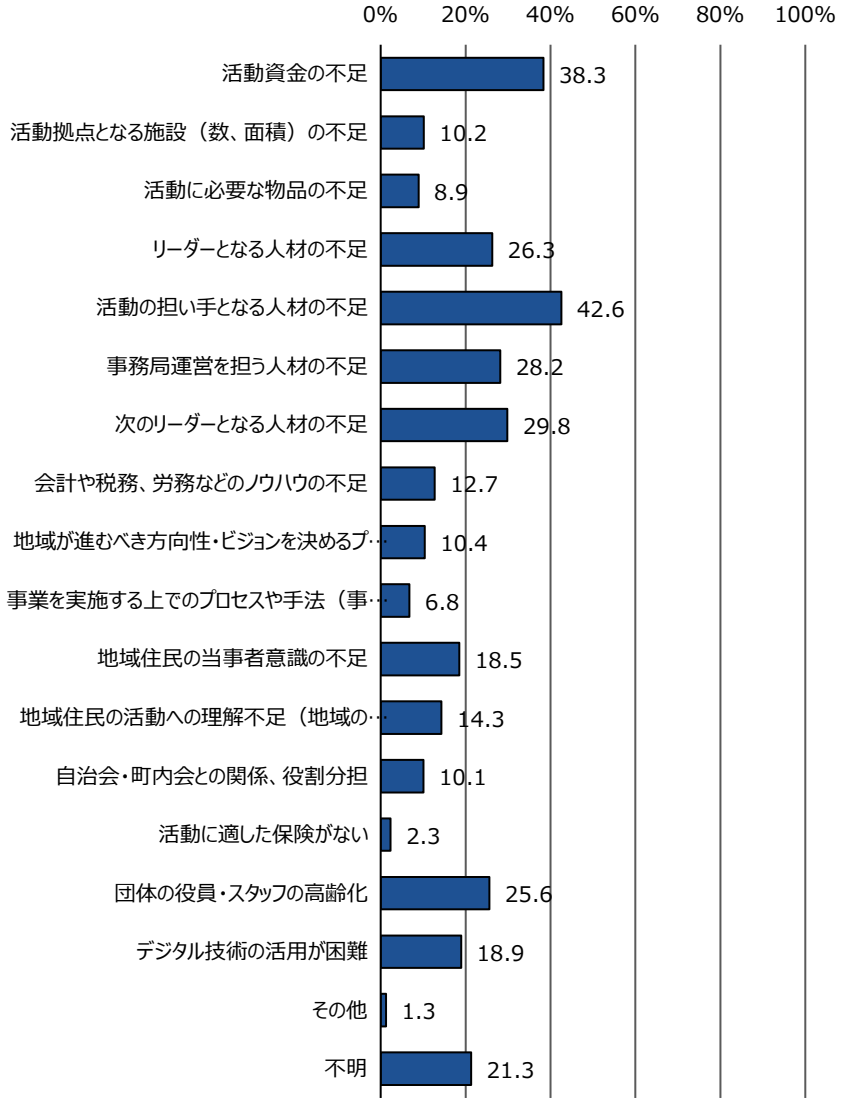
※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）の持続的な運営に向けた課題（問題）及び期待する支援

●継続的に活動していく上での課題



●課題解決に当たり支援を期待するもの



※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

総務省

2.地域運営組織に対する支援について

地域運営組織（RMO）への支援

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題に対する支援

●地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

・活動資金の不足
➡“**カネ**”に関する課題

・活動の担い手となる人材の不足
・スタッフの高齢化
➡“**ヒト**”に関する課題

・継続的な活動を行う上でのサポート
➡“**ノウハウやネットワーキング**”に関する課題

“**カネ**”に関する支援

●地方自治体の地域運営組織の設立、運営及び経営力の強化などに要する経費の支出経費に対して**地方財政措置**

●地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する「**過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業**」の活用



・“**ヒト**”に関する支援

●地域運営組織の事務局スタッフ等に「**集落支援員**」や「**地域おこし協力隊**」の活用



”**ノウハウやネットワーキング**”に関する支援

●**国・都道府県**による支援の促進

●地域運営組織の設立・運営をサポートする「**中間支援者**」の活用

●総務省のホームページに掲載されている各種テキスト、手引きなどの活用

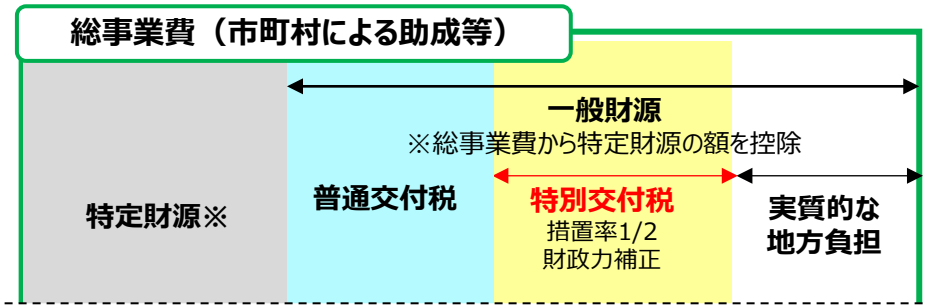
●**都道府県・市区町村**の支援の活用
このあとの事例発表、パネルディスカッションで実際の取組、施策について紹介！

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1．地域運営組織の形成・運営への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や活動支援、形成支援に要する経費

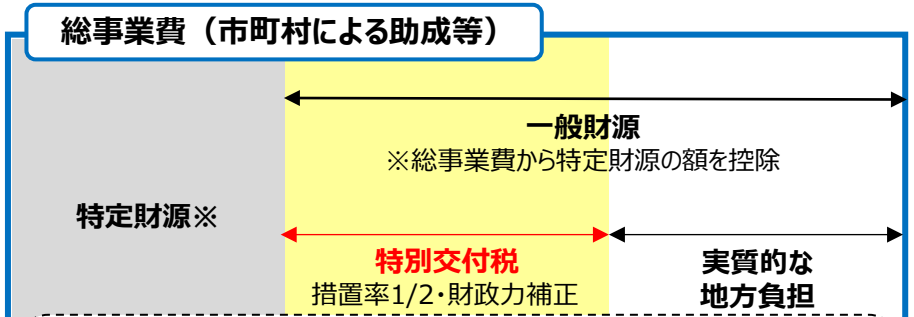
■事務局運営や事業活動の支援
⇒ **普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置**



<措置対象>

（１）：事務局人件費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費　等
（２）：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費　等

■形成支援
⇒ **特別交付税措置**



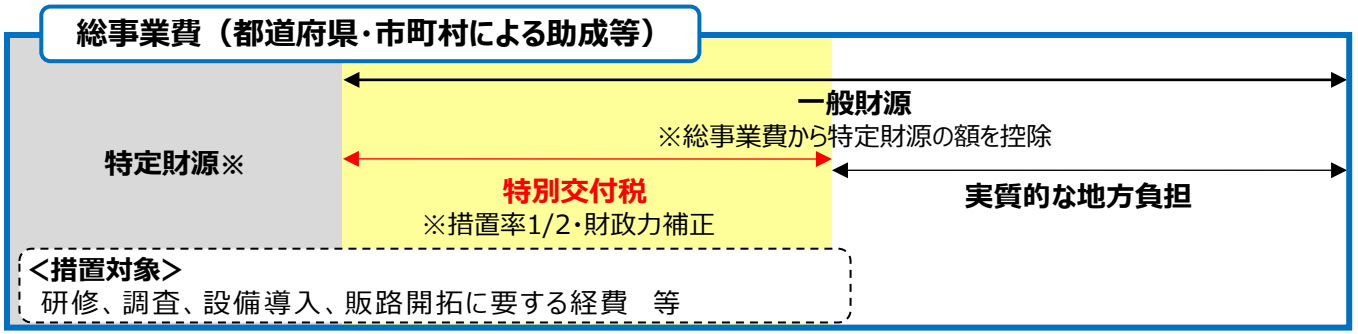
<措置対象>

ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費　等　※措置回数制限あり
※令和８年度からは、ワークショップ開催の為の臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2．地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

⇒ **特別交付税措置**



<措置対象>

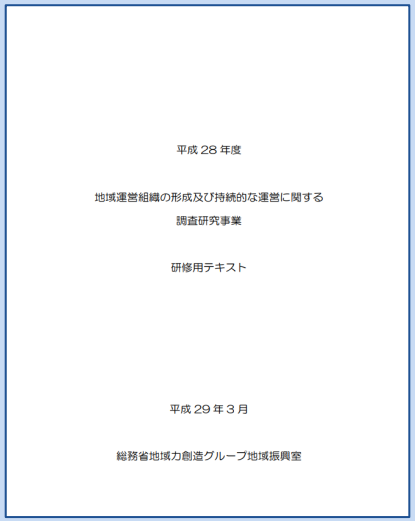
研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費　等

※　特定財源とは都道府県補助金等であり、国から委託費・交付金等が交付されている場合、特別交付税の対象とならない。

地域運営組織の立ち上げや持続的な活動、組織運営を見直す際のヒント

総務省では、地域運営組織の立ち上げなどに際してヒントとなる情報などをホームページで掲載しています

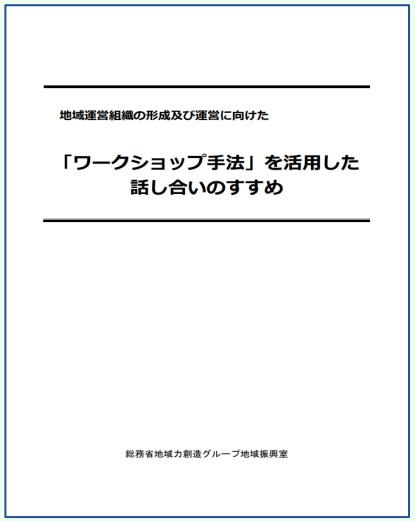
●組織を立ち上げたい際はこちら



・地域運営組織の立ち上げや運営に当たっての課題を４つに分類し、解決のヒントを掲載！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997424.pdf

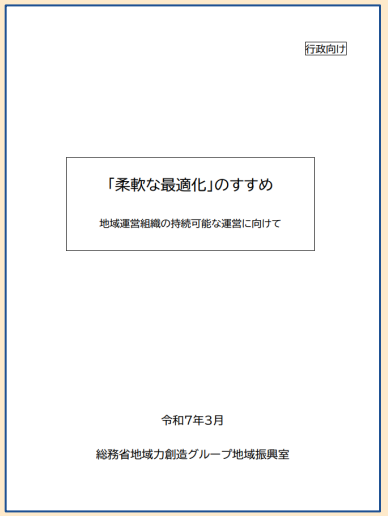
●地域の方と話し合いをうまく進めたい際はこちら



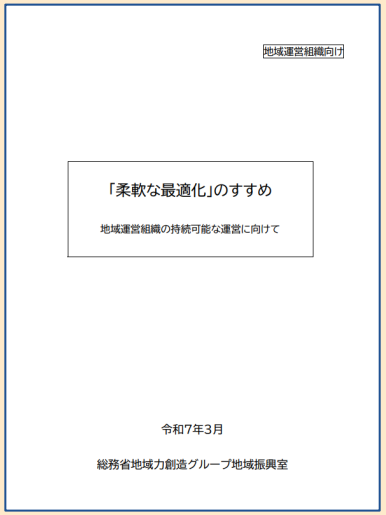
・自治体職員へ向けた“話し合いの進め方”のアイデアをワークショップ手法に着目し、掲載しています！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997425.pdf

●活動や組織運営を見直したい際はこちら



【自治体職員向け】



【住民の皆様向け】

・地域運営組織の活動内容について見直したい場合等に参考となるテキストとなっております！

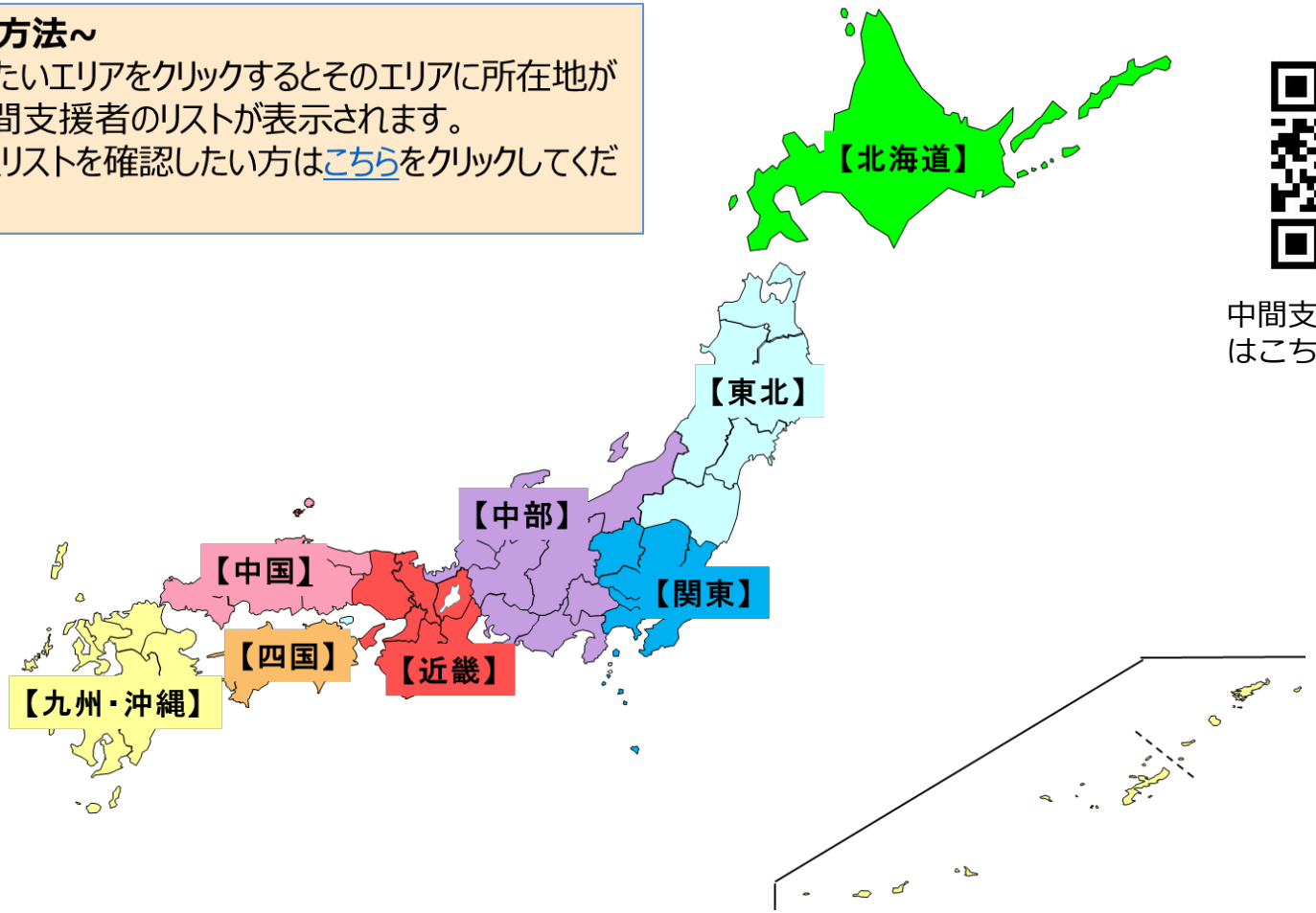
https://www.soumu.go.jp/main_content/001001568.pdf

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001569.pdf

●地域運営組織などを支援するノウハウを持った団体（中間支援者）の存在について

総務省では、研究事業をとおして地域運営組織の立ち上げや運営を支援する「中間支援者」に関する調査・研究を進めています。
令和７年度研究会では全国的に中間支援者を把握し、マッピング形式で総務省ホームページに公開しています。

～操作方法～
確認したいエリアをクリックするとそのエリアに所在地がある中間支援者のリストが表示されます。
全国版リストを確認したい方はこちらをクリックしてください。



中間支援者マッピング
はこちら

総務省

３．地域運営組織と関わりの深い施策について

地域おこし協力隊について

○　都市地域から**過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、**地方公共団体**が「地域おこし協力隊員」として委嘱。

○　隊員は、一定期間（概ね**１～３年**※R8～最大５年とする特例あり）、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**地域協力活動**を行いながら、その地域への**定住・定着を図る**取組。

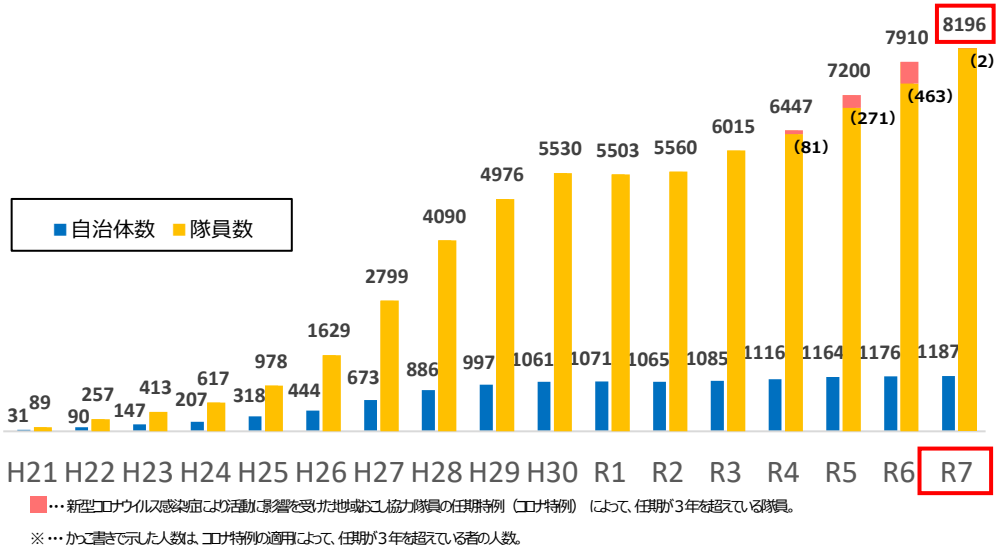
地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組自治体の推移

隊員数10,000人を目標



■…新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例（コロナ特例）によって、任期が３年を超えている隊員。

※…かっこ書きで示した人数は、コロナ特例の適用によって、任期が３年を超えている者の人数。

隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

50歳以上の隊員や外国籍の方も活躍

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

○ 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材やＩＣＴ等技術を活用する場合には上乗せ支援）。

施策の概要

（1）対象地域　過疎地域をはじめとした条件不利地域

（2）事業主体　**地域運営組織等**の集落ネットワーク圏を支える中心的な組織

（3）対象事業　集落機能の維持・活性化プランに基づく取組

（4）交付対象経費の限度額　**1,500万円（定額補助）**

下記事業については、限度額を上乗せ
①専門人材を活用する事業　2,000万円（＋500万円）
②ICT等技術を活用する事業　2,500万円（＋1,000万円）
③上記①と②を併用する事業　3,000万円（＋1,500万円）

【参考】

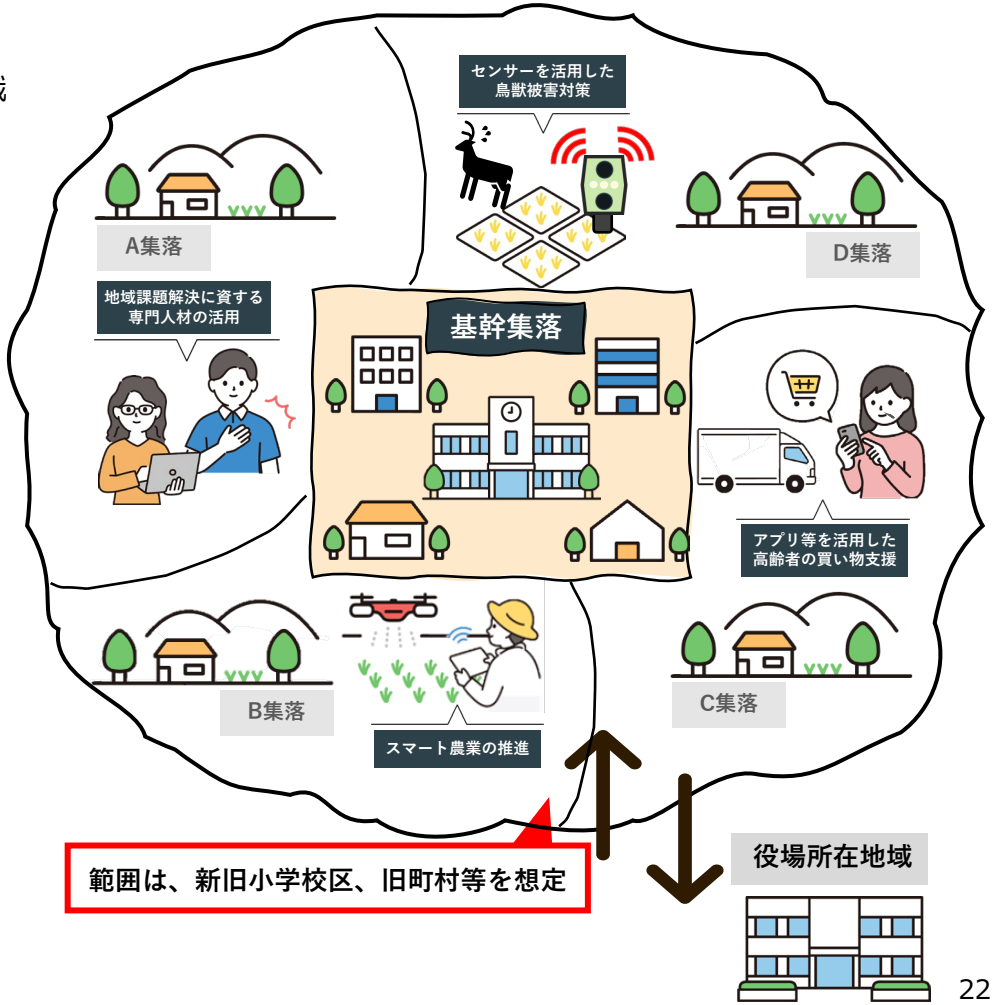
①専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者　等

②ＩＣＴ等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備　等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



集落支援員

○　**集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**

集落支援員の活動イメージ

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進



集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

①デマンド交通システムなど地域交通の確保
②都市から地方への移住・交流の推進
③特産品を生かした地域おこし
④高齢者見守りサービスの実施
⑤伝統文化継承
⑥集落の自主的活動への支援　　等

●特別交付税措置

POINT

●集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体　市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費　① 集落支援員の設置
② 集落点検の実施
③ 集落における話し合いの実施
④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措 置 額　**集落支援員１人あたりの上限額**
専 任　500万円 ※2
兼 任　40万円

※１　国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外
※２　兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

●配置状況 (R７年度)

専 任　**3,270**人
兼 任　**3,145**人 (自治会長などとの兼務)

専任の「集落支援員」の属性

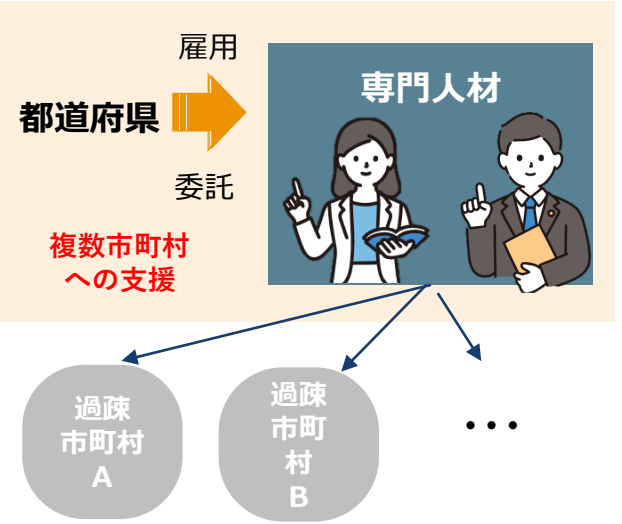
- 約５割が50代以下
- 約５割が元会社員・元公務員・元教員
- 約９割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること　等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額を年間590万円／人 → **年間 610 万円／人に増額** ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業 務 の 例

- **産業振興（農林水産業）**
  ・・・販路拡大、ブランド化、６次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保　等
- **産業振興（商工業、その他）**
  ・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援　等
- **産業振興（観光）**
  ・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策　等
- **地域における情報化**
  ・・・情報通信技術の利活用　等
- **地域公共交通の確保**
  ・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用　等
- **生活環境の整備**
  ・・・水道事業経営　等
- **高齢者等の保健・福祉**
  ・・・地域包括ケアシステム、子育て支援　等
- **医療の確保**
  ・・・医療政策支援　等
- **教育の振興**
  ・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育　等
- **集落の整備**
  ・・・集落対策、空家対策　等
- **地域文化の振興**
  ・・・文化財保護　等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
  ・・・再生可能エネルギーの導入支援　等
- **特定地域づくり事業の推進**
  ・・・特定地域づくり事業協同組合の設立・運営支援 等

ふるさと住民登録制度のシステム構築

○　関係人口の規模や地域との関係性を可視化し、地域の担い手確保や活性化につなげる「ふるさと住民登録制度」を創設。

○　具体的には、「ふるさと住民登録」により、各種情報提供や行政手続きの円滑化をはじめ、地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる仕組み。

○　**誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、担い手活動等を通じて地域との関わりを深められるよう、プラットフォームとなるシステムを構築。**

目指す姿のイメージ

- ふるさとに思いを馳せる方
- 地域の力になりたい方
- 災害ボランティア
- 二地域に居住する方

など



登録　発行

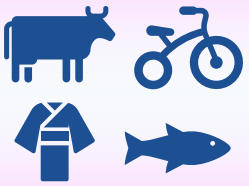
自治体

登録

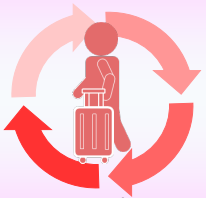
（国が共通システムを構築）

関わりの深化

地域経済の活性化 → ベーシック登録



特産品購入
ふるさと納税

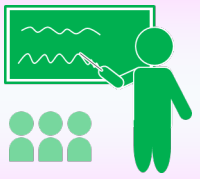


観光リピーター
年数回の帰省

地域の担い手確保 → プレミアム登録



ボランティア・副業
地元自治会への参画

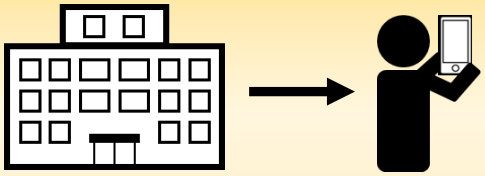


二地域居住

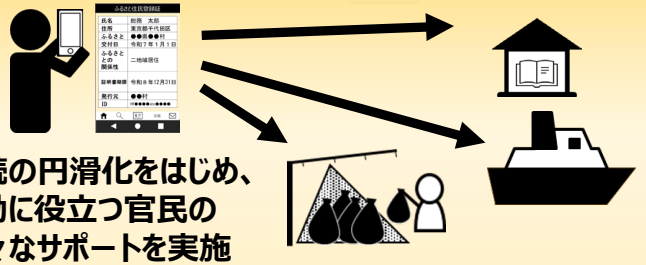
自治体からの情報提供

地域への貢献

自治体からの情報提供
官民の各種サポート



活動に役立つ各種情報を発信



手続の円滑化をはじめ、
活動に役立つ官民の
様々なサポートを実施

ふるさと住民登録制度の基本的な制度設計（案）

○　以下の内容をベースに、今後、システム開発やモデル事業の実施を通じて、引き続き検討していく

＜登録先団体＞

■ **市区町村・都道府県**（自治体の参加は任意）

※市区町村に登録した場合、都道府県にも同時登録される仕組みを基本（直接都道府県への登録も可能）

＜登録の種類＞

①　ベーシック登録

■　要件を設けず、自動的に登録可能
■　地域との関係性についてアンケートを実施
■　登録者に対し、各自治体が地域の情報を提供

②　プレミアム登録

■　「年３回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること」を必須要件とする
■　このうち、二地域居住推進の観点から、一定要件（年間10日以上滞在をベースに自治体が設定）を満たす長期滞在者を登録証に明示可能
■　登録者に対し、円滑な活動を促進する観点から、各種サポート施策を提供
- ➢　担い手活動を行うためのサポート
  （交通・宿泊費補助、ワーキングスペース利用料補助 等）
- ➢　住民に準ずる者として地域生活を営む上でのサポート
  （公共施設等の住民並み利用、避難先としての受入 等）

※　登録の特典として、現地に行かなくても物的恩恵が及ぶ、いわゆる「返礼品」を設けることは禁止

＜マイナンバーカードによる本人確認＞

■　ベーシック登録：任意。ただし、カード活用により利便性向上。
■　プレミアム登録：必須

＜登録可能な自治体の数＞

■ ベーシック登録：制限なし　■ プレミアム登録：3団体まで(※)
※域内市区町村の登録がある都道府県はカウントしない

＜登録の更新（有効期間）＞

■　ベーシック登録：更新不要（ただし一定期間アクセス無い場合は解除）
■　プレミアム登録：年１回程度、要件充足を確認の上、更新（システムの判定による自動更新も可）

＜住所地における登録＞

■　ベーシック登録は可。統計上、関係人口に含めない

＜未成年者の利用＞

■　マイナンバーカードによる本人確認に際し、あわせて保護者の同意を確認

＜その他の機能＞

■　自治体独自でモニターアンケート等を行う機能やオンラインコミュニティルーム、活動履歴記録等の機能を検討

＜システム利用料＞

■　令和９年度までに参加する団体は、一定期間負担を求めない
■　令和10年度以降に参加する団体の負担については、今後検討

全国市町村長サミット

人口減少・少子高齢化社会の進行や地域コミュニティの脆弱化など困難な課題に直面している中にあっても、持続可能な活力ある地域社会の実現に向けて、これまで以上に官民連携等による地域活性化が求められています。このため、全国の市町村長等が一堂に会して議論・交流を行うことを通じて、地域活性化の一層の進展・普及を図ることを目的に、例年、全国市町村長サミットを開催しています。

令和8年度　開催概要

2026年11月 9 月曜日 サミット

13:00 - 13:20　開会挨拶

総務省挨拶／新潟県挨拶

13:20 - 14:20　基調講演

多様な主体の参画による「縮充」のまちづくり
作野　広和　島根大学教育学部　社会科教育専攻　教授

14:40 - 17:20　分科会

2つのテーマの分科会に分かれ、各分科会のコーディネーターと発表される市町村長の方々に、取組事例の発表と意見交換を行っていただきます。

第一分科会　地域おこし協力隊
コーディネーター　稲垣　文彦　公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構 渉外担当副本部長　博士（工学）
事例発表者
- 第1部 14:40-15:50　神田　一秋　新潟県阿賀町長
- 第1部 14:40-15:50　菅原　茂　宮城県気仙沼市長
- 第2部 16:10-17:20　木下　喜人　山梨県丹波山村長
- 第2部 16:10-17:20　門間　雄司　兵庫県豊岡市長

第二分科会　関係人口を巻き込んだ、地域の暮らしを守る取組
コーディネーター　中島　みき　面白法人カヤック　執行役員 ちいき資本主義事業ユニット長
事例発表者
- 第1部 14:40-15:50　都竹　淳也　岐阜県飛騨市長
- 第1部 14:40-15:50　山﨑　出　高知県馬路村長
- 第2部 16:10-17:20　久保田　郁夫　新潟県糸魚川市長
- 第2部 16:10-17:20　篠田　洋司　山口県美祢市長

17:40 - 18:50　市町村長交流会

市町村長に意見交換、情報交換をしていただく交流会を実施します。

11月9日会場（オンライン参加可）　朱鷺メッセ　新潟コンベンションセンター（新潟市中央区万代島6－1）

2026年11月 10 火曜日 現地視察

視察の流れ

※参加人数により視察順が入れ替わる可能性がございます。

1日コース・半日コースからお選びください。（1日コースは昼食代各自負担）

- 8:30　出発（8:30朱鷺メッセ⇒8:50新潟駅）
- 10:00 - 11:40　1 シティホールプラザ アオーレ長岡　2 米百俵プレイス ミライエ長岡
- 11:40 - 13:00　1日コース　昼食・移動　半日コース　終了（11:40長岡駅⇒12:50新潟駅⇒13:20新潟空港）
- 13:00 - 14:40　3 燕市産業史料館　4 うさぎもちハレラテつばめ
- 14:50 - 15:30　5 燕三条地場産業振興センター
- 15:30 - 17:00　1日コース　終了（15:40燕三条駅⇒16:30新潟駅⇒17:00新潟空港）

専用サイトよりお申し込みください

専用サイトは下記URLまたはQRコードから
https://app.itto.co/summit2026-niigata/
※手話通訳や要約筆記が必要な方はお申し出ください

申込締切日 2026年 10月16日（金）

全国の市町村長だけでなく、地方公共団体職員やご興味のある方など、どなたでもご参加いただけます！

地域が抱える課題と関係施策の有機的な連関・活用

厚生労働省

○　少子高齢化や過疎化が進む地方において、地域内の事業の担い手不足や、それに伴う生活インフラ機能の劣化などが進展。
○　こうした地域の活性化のためには、**①人材づくり（地域内外からの人材確保）、②コミュニティづくり（くらしの仕組み）、③しごとづくり（カネとその循環する仕組み）**、が求められている。
○　労働者協同組合は、特に①や③を直接担い、②にも貢献しうる地域活性化の担い手の選択肢の１つとして、活用できるのではないか。

①人材づくり

地域住民
地域おこし協力隊
特定地域づくり事業協同組合

・地域内外からの人材呼込み（UIJターン）
・年間を通じた安定的な雇用・マルチワーカー派遣



〈総務省・制度説明資料より〉

地域内の事業や生活を支える人材不足

人口の減少

地域の衰退

高齢化による生活の困難化

産業の衰退

インフラ・生活サポート機能の劣化

生活を支える事業者の廃業
農林漁業離れ

地域内外からの人材の定着の可能性も

※協力隊隊員による労協設立の事例あり
※ 今後特地を退職した職員が労協を設立するといった例が出ることも考えられる



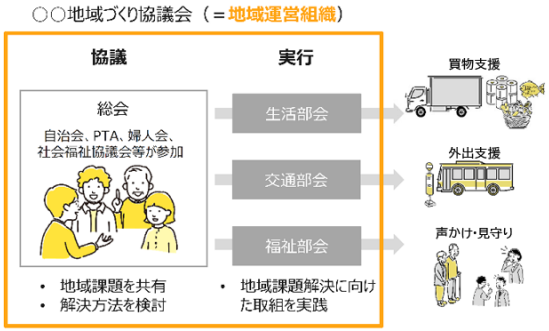
②コミュニティづくり

市町村
地域運営組織（RMO）

・地域内の多様な関係者が参画する課題解決の協議
・解決に向けた取組の実践

※RMOのうち、特に農用地保全など農に関する活動を行う組織（農村RMO）の取組も推進されている。

（一体型のイメージ）



コミュニティを支える担い手の一つに

③しごとづくり

労働者協同組合などの活用

・住民による地域づくりを仕事に
・地域の困り事を細かく受託
・地域内外の高齢者の活躍の場にも
・事業承継の受け皿法人にも

※RMOの一部事業を法人化することで、円滑な事業活動や事業の継続性といったメリットも
※労協以外にも、NPOや企業組合などの活用も考えられる



労働者協同組合の概要

厚生労働省

「労働者協同組合」は、次の**３原則**からなる基本原理に従って事業が行われることを通じて、**持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする法人**です。

① 出資原則　　：**組合員が出資する**こと
② 意見反映原則：事業を行うに当たり**組合員の意見が適切に反映される**こと
③ 事業従事原則：**組合員が組合の行う事業に従事する**こと
※ 労働者協同組合法は、全会一致の議員立法で成立し、令和２年12月に公布、**令和４年10月に施行**された。

現在の法人数

令和８年８月１日時点で39都道府県に**計193法人**が存在。

【設立要件・手続の特徴】
- 10人以上が必要なNPO法人とは異なり、**３人以上で設立可能**。
- NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）とは異なり、要件を満たし登記をすれば、**簡便に法人格を取得可能（準則主義）**。

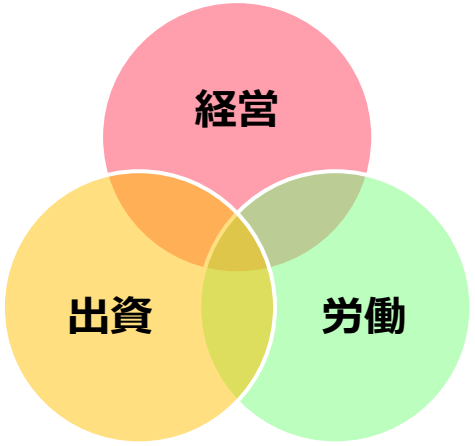
事業分野の例

※**労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能**

- 高齢者支援
- 子ども支援
- 店舗運営
- 配送
- 広告物や映像制作、イベント企画
- 食品製造・販売
- 困りごと解決支援
- 農産物の生産等
- 障害児・障害者支援
- 建設・土木・造園（緑化）
- 家事・清掃
- 人事・コンサルタント業
- キャンプ場経営等
- 空き家管理

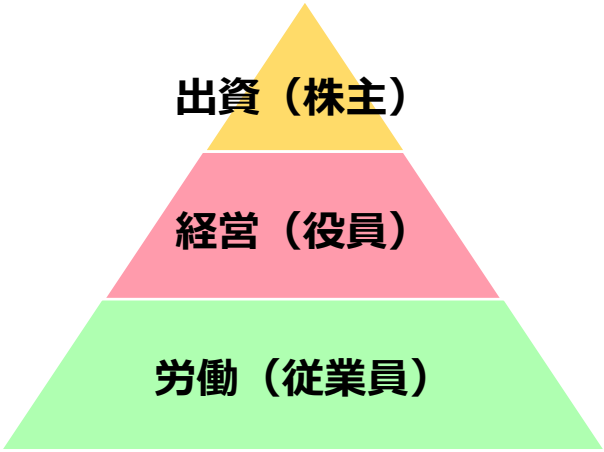
※地域の医療・介護・福祉、小売・物流に加え、見守りや家まわりの軽作業等の「暮らしの困りごと支援」といったエッセンシャルサービスを主要な事業とする組合が、全体の約7割を占めている。

【労働者協同組合のイメージ】
～出資・経営・労働が三位一体～



組合員が、出資し、
一人ひとりの意見を経営・事業運営に反映させ、
自ら事業に従事して働く仕組み

【株式会社のイメージ】
～出資・経営・労働が分離～



株主が出資し、
役員（経営者）が経営し、
会社に雇用された従業員（労働者）が働く仕組み

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

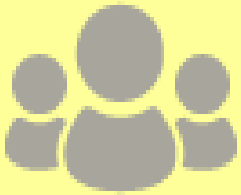
学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

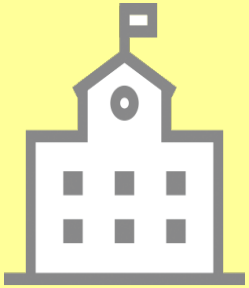
- 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

地域  **学校**



◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）



校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の基本方針

学校運営・教育活動

説明 ↓ ↑ 承認　　説明 ↓ ↑ 意見



学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員



（委員）10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
（例：近隣幼稚園等・小中学校関係者）
など

任命 ↑

意見 ↓ 学校運営 教職員の任用



地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割
※社会教育法第９条の７

情報共有 ↔ 情報共有

委嘱 ↑

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動
※社会教育法第5条



地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・**放課後等における学習支援・体験活動**（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

教育委員会

石川県
白山市立美川小学校

まちづくり×コミュニティ・スクール

美川まちづくり協議会



連携

美川小学校コミュニティ・スクール

みかわ未来プロジェクトの立ち上げ

地域課題の解決に向け、住民全体が一丸となって
地域の未来を考えるプロジェクトを企画

・美川小６年生が、まちづくり協議会の協力を得て、総合学習にて「空き家の活用」をテーマに活動
・最終的に空き家の具体的な活用方法について、６年生が提案し、実際に、町屋を活用したカフェを実験的に実施

成果

「地域の宝」を発見

ヒト
・美川まちづくり協議会
・美川小6年生と保護者
・地域住民

モノ
・空き家になった町屋
・温泉
・美川の伏流水

コト
・美川おかえり祭り
・北前船寄港地　・船主集落
・白山手取川ジオパーク

ポイント！

まちづくり協議会会長が学校運営協議会委員兼コーディネーターとして、
プロジェクトを主体的に企画・運営したからこそ、プロジェクトが成功した

国土の管理構想の概要 （国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会での議論を踏まえ、R3.6 とりまとめ）

背景・基本的な考え方

○ 人口減少・高齢化等により、管理が行き届かなくなる土地等による課題が発生し、**全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難**

○ **優先的に維持したい土地を明確化、管理方法の転換等を進める**ことが重要

○ **地域住民の発意と合意形成を基礎とした地域主体の取組と多様な主体の参加・協働**による国土管理の推進が必要

「国土の管理構想」の概要

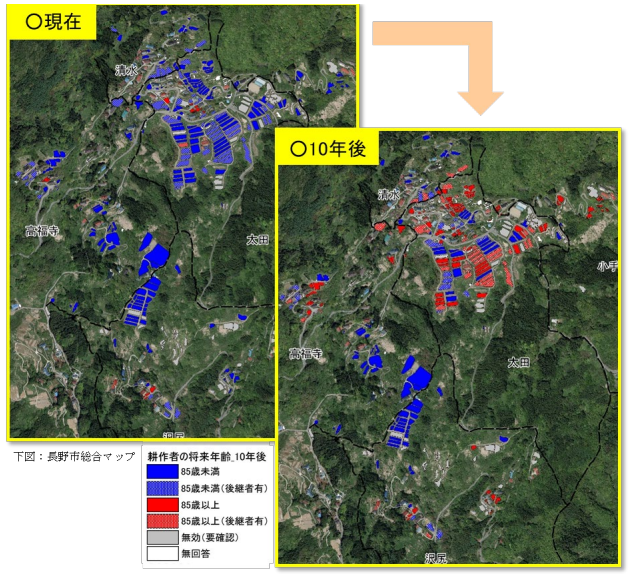
○ **人口減少下の適切な国土管理の在り方を示した**もの。分野横断的･統合的に国土全体の管理の在り方を提示

○ 国だけでなく、**都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルにおける国土管理の指針**であり、特に市町村や地域における取組が進むことを期待

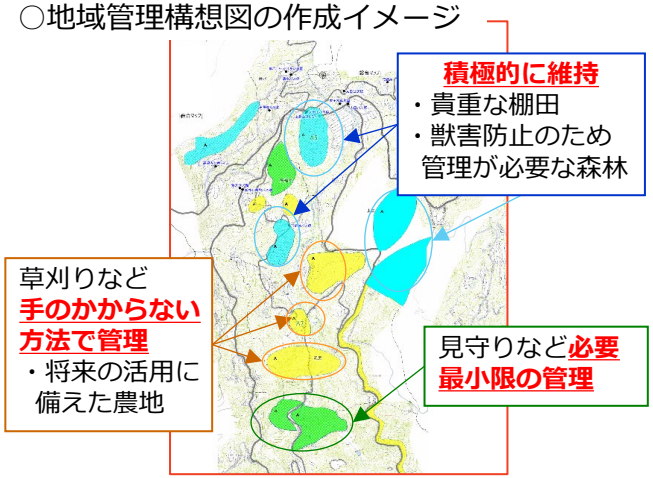
○ 人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想**を策定。市町村や地域では、これを**地図上に見える化（管理構想図）**

長野市中条地区地域管理構想の検討事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成イメージ



令和８年度　管理構想 講習会 入門編　の御案内等

・管理構想に関する講習会（人材育成研修）入門編を開催

令和8年度は、10/21（水）に開催予定です。

令和８年度 市町村・地域管理構想 講習会 入門編

管理構想を知ろう

【入門編（知ろう）】（参加無料） 定員500名

日　　時：令和8年10月21日（水） 14:00～2時間程度

開催方法：オンライン開催（Zoomウェビナー）

内　　容：1　管理構想の概要等　　国土交通省国土政策局総合計画課

2　管理構想の事例紹介

（1）地域管理構想　　岡山県真庭市吉地区・寄江原地区

（2）市町村管理構想　　長野県飯山市

3　質疑応答

令和７年度の入門編のアーカイブ動画はこちら。是非ご視聴ください。

https://youtu.be/Owa7JE8ViM8

※：既に以下のサイトで受講者の募集を開始しています。申込締切は10月16日（金）17時です。

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_fr3_000079.html

【参考情報】出前講座での管理構想の説明

・国土交通省では、施策や制度を出前講座で説明しています。国土の管理構想について説明を聞きたい方は、この講座にお申し込みください。

https://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html

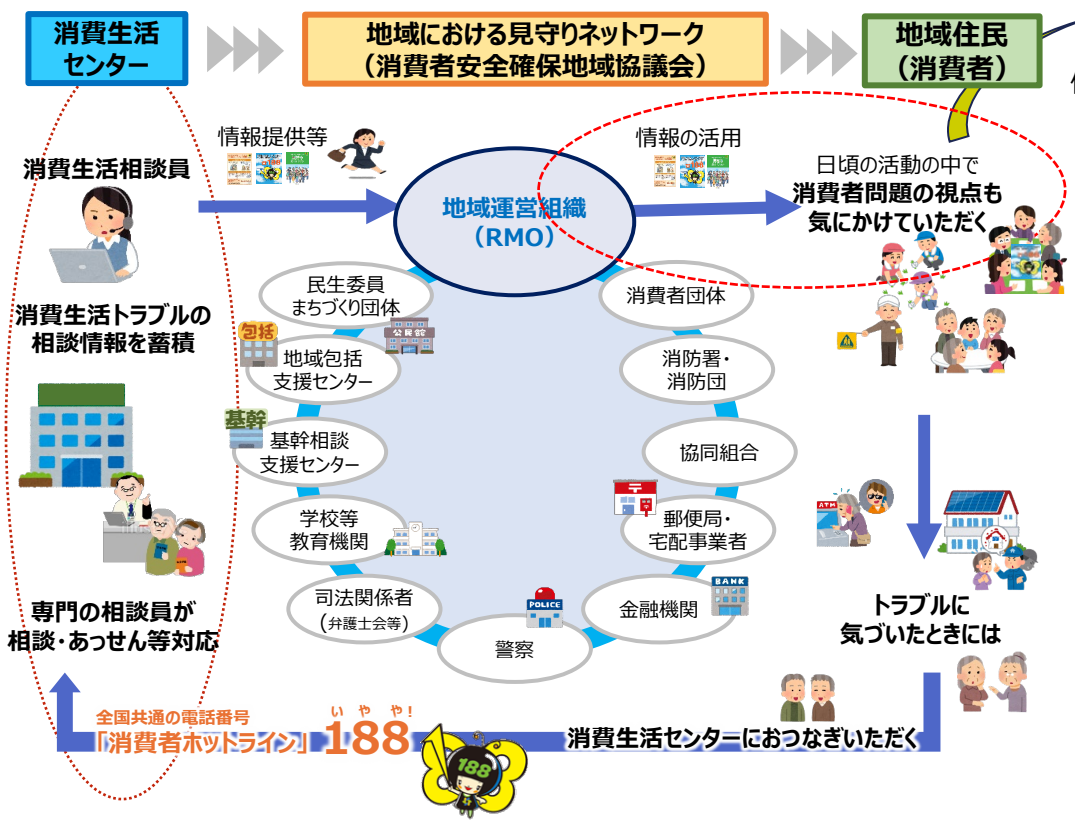
出前講座のサイトはこちら。53番が国土の管理構想です。

お問合せ先：国土交通省国土政策局総合計画課 国土管理企画室
TEL：03-5253-8359
Mail：hqt-kanrikoso2@gxb.mlit.go.jp

消費者への見守り活動における地域運営組織（RMO）への期待

- 住民の集い・交流の場や共同活動の機会の提供、生活のサポートなど、RMOの活動は、住民生活の安全・安心の観点から大変有意義。
- RMOの活動の中で、**見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会等）への参画のご検討**や、地域住民（消費者）に**注意すべき消費者トラブルや対処方法のお知らせ**など、**「消費生活の安全・安心」という視点での取組を意識**していただきたい。
- トラブルに遭った消費者を発見した際には、**消費生活センターへの相談を奨め**たり、**消費生活センターへの取次ぎ**をお願いしたい。
  専門の相談員がアドバイスや事業者との交渉（あっせん）等に対応。
- こうした見守り活動を展開されるRMOに対しては、**消費生活センターや消費生活相談員から、最新の被害傾向等についての情報提供**や、**消費者被害の防止に向けた啓発資料の提供**、ご要望に応じて**出前講座**等を実施し、活動をサポート。

見守り活動における消費生活センターとRMOとの連携のイメージ



（RMOの活動への期待）

例えば、既存の活動に合わせて下記の取組を行っていただくことが効果的

①地域で実施されている百歳体操やふれあいサロンといった、**交流事業、健康づくり・介護予防、高齢者交流サービス**などの機会において、消費者トラブルに関して注意喚起を行うこと、また、怪しい事業者から連絡や訪問がなかったかなどの確認を行うこと
②**防犯活動**として、消費者問題を取り上げていただき、注意喚起を行うこと
③**生涯学習**として、消費者教育を取り上げていただくこと
④**声かけ、見守りサービス**に消費者トラブルも取り上げていただくこと
⑤**広報誌、回覧板等**において、消費者問題も取り上げていただくこと
⑥**家事支援、弁当配達・給配食サービス、買い物支援**において、住民が消費者トラブルに巻き込まれていないかを確認していただくこと
⑦**総会や各分科会、部会**等の集まりの際に、消費者トラブルへの注意喚起を一言いただくこと　など



INFORMATION～各種情報について～

・地域運営組織に関する総務省のホームページはこちら

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html

・地域運営組織に関する基本的な紹介動画をご覧になりたい方はこちら

https://youtu.be/F4Jpiba5eTA



“地域運営組織とは”といった内容となっておりますので、地域運営組織に関する研修会や自治体での職員の事務引継ぎなど、様々ご活用ください！

・地域振興室のインスタグラムはこちら

https://www.instagram.com/mic_chishin/

MIC_CHISHIN



Follow me !!

総務省

「指定地域共同活動団体」制度について

令和8年9月10日

総務省 自治行政局 市町村課

『指定地域共同活動団体』制度の創設

R6改正

➢ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の実情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み（プラットフォーム）を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申（令和5年12月）〕

⇨ 令和6年の地方自治法一部改正（法第260条の49）により、**「指定地域共同活動団体」制度を創設。**

※導入済団体：広島県広島市、岡山県真庭市、奈良県王寺町 （令和8年4月1日時点）

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

・ 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

○ 地域的な共同活動のイメージ
- 地域の美化・清掃
- 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- 高齢者・子どもの見守り　　等

右記の要件を満たすものを、市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を**市町村が条例で具体化**

【指定対象】

・ <u>区域の住民</u> 又は <u>区域の住民を主たる構成員とする団体</u> を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

・ 地域において<u>住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動（特定地域共同活動）</u>を行う
・ 地域の<u>多様な主体との連携</u>等により効率的・効果的に活動を行う
・ <u>民主的で透明性の高い運営</u>その他適正な運営の確保　等

2. 指定の効果

・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の<u>支援</u>を受けることができる
・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に<u>調整を求める</u>ことができる
・ 市町村から<u>行政財産の貸付け</u>、関連事務の<u>随意契約による委託</u>を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

○ 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催

➢ 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その足で交流喫茶に参加することが可能。
➢ 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

○ 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施

➢ 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ①

※「『指定地域共同活動団体』制度の運用等に係る考え方について」（令和6年9月26日付け総務省自治行政局市町村課長通知）等より
※〔〕内は、地方自治法第260条の49の条項を示す

1. 指定の対象

◆ *指定地域共同活動団体として指定することができる対象は、次の2点のいずれにも該当する団体〔第2項本文〕*

1）地域的な共同活動を行う団体であること

- 当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体であること　⇨ **指定の対象は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる**

例）営利企業　×　（㊟ 本来の目的が地域的な共同活動を行うことではないため）

2）地縁による団体〔法第260条の2第1項〕その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者（住民）を主たる構成員とするものに限る。）又は 当該団体を主たる構成員とする団体 であること

- 本制度は、地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（ ≒ **特定地域共同活動**）を行う、住民を主たる構成員とする団体の活動に着眼したもの

想定される構成員の区分	主たる/従たる構成員の整理による指定対象の要否		
	パターンA ＝ ○	パターンB ＝ ○	パターンC ＝ ×
① **住民** ▪ 市町村内の一定の区域に住所を有する者	**主**	従	従
② **地縁による団体** ▪ ①を主たる構成員とする団体	従	**主**	従
③ ①②以外の主体 ▪ 住民以外の個人（通勤・通学者等） ▪ ①を主たる構成員としない団体（住民主体ではない市民活動団体、非営利団体、企業、商店街連合会 等）	従	従	**主**

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ②

2. 指定の要件

◆ *地域の実情に応じて市町村の条例で定めることを基本としつつ、次の全ての要件を具備する必要〔第2項各号〕*

1）良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において 住民が 日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして 条例で定めるもの（特定地域共同活動） を、地域の多様な主体との連携 その他の方法により 効率的・効果的に行うと認められること〔第1号〕

- 地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中で、地域で住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（≒特定地域共同活動）を行う団体が、指定対象
- 特に必要となる生活サービスの内容は、地域の実情により異なるため、具体的な特定地域共同活動の内容は、各市町村の条例で定める
- 他団体との連携による相互補完やスケールメリットにより、地域全体として効率的・効果的に生活サービスの提供を行う必要

2）民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること〔第2号〕

- 指定の効果として、支援や調整、特例の適用などの特別の立場が与えられることから、適正な運営が確保されていることが必要

① 民主的な運営
→ 構成員全員の意思に基づいて団体運営に係る意思決定がなされている（例）代表者及び役員の構成員の意思に基づく選出

② 透明性の高い運営
→ 活動状況や財務状況などが対外的に公開されている（例）活動報告や会計書類の公表

③ その他適正な運営
→ ①②以外の事項により運営の適正性が図られている（例）構成員資格の得喪に係る適正な運用など

3）一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていること〔第3号〕

- 組織としての基本的な体制を備えるため、一定の事項を定める必要

**① 目的、 ② 名称、 ③ 主としてその活動を行う区域、 ④ 主たる事務所の所在地、
⑤ 構成員の資格に関する事項、 ⑥ 代表者に関する事項、 ⑦ 会議に関する事項、 ⑧ 会計に関する事項**

4）上記のほか、条例で定める要件を備えること〔第4号〕

- 1）で規定する活動内容、2）・3）で規定する運営の適正性とは異なる考慮事項を反映させるため、条例で独自に要件を設けることが可能

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ③

3. 支援・調整

◆ *市町村と指定地域共同活動団体が協力して、効率的・効果的に活動を行えるよう、市町村が支援や調整を行う*

〈市町村〉



1）支援〔第3項〕

特定地域共同活動に関し必要な**支援**を行う

（想定例）地域の実情に応じた創意工夫による取組として、特定地域共同活動に係る活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流の機会の提供等

特定地域共同活動

指定地域共同活動団体

特定地域共同活動

〈市町村長〉



2）調整の求め〔第5項〕

指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動と、他の地域的な共同活動を行う団体が行う関連性が高い活動との間の**調整**を行うように、市町村長に求めることができる

制度の趣旨を踏まえて必要な場合に、調整措置を講じる

［調整の目的］他の団体が行う活動との連携や、互いに連絡を取り、協力し合うことなど、相乗的に地域的な共同活動を行うこと

▪ 調整の求めに係る連携の相手方は、地域的な共同活動を行う主体が幅広く対象となり得る

（想定例）両者の協議の場の設定や、連携の対象となる団体の紹介等

▪ 子ども食堂の食材等を融通し合うため、ボランティア団体等との協議・連絡調整の場を市町村が設定
▪ 地域の子ども食堂マップを作成するため、市町村が、関連するボランティア団体等を紹介



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ④

4. 随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例

◆ *市町村と指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動との相乗効果により、効率的・効果的に住民の福祉の増進を図る環境の整備に資する場合には、随意契約による事務委託及び行政財産の貸付けを可能とする特例を設けている*

〈市町村〉



事務

1）随意契約による委託の特例〔第6項〕

市町村からの委託事業との相乗効果により、指定地域共同活動団体が特定地域共同活動として行うサービスも充実し、結果として住民の福祉の増進が効率的・効果的に図られる場合、**特例として随意契約によることができる**

注）透明性及び公平性の確保の観点から、契約手続等を市町村の規則で定める必要

（活用例）
- 高齢者の健康づくり活動を行う団体に対して、市町村が高齢者訪問（見守り）事業を委託して、一体的に高齢者支援活動を実施

事務

一体的な実施によるシナジー効果

特定地域共同活動

行政財産

2）行政財産の貸付けの特例〔第7項〕

関連する市町村の事務が行われる場所と近接する場所で、指定地域共同活動団体が提供するサービスの相手方の利便性がより高まる形で効率的・効果的に特定地域共同活動を行うことができる場合、**特例として行政財産を貸し付けることができる**

- 行政財産を借り受けて、市町村事業と連携して実施

行政財産

一体的な実施によるシナジー効果

特定地域共同活動

指定地域共同活動団体

指定地域共同活動団体への随意契約の想定例

○ 地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、
市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。


＋


○ 高齢者の健康づくり活動を行う指定地域共同活動団体に対して、
市町村が高齢者訪問（見守り）事業を委託して、高齢者支援として一体的に活動を行う。


＋


○ 地域の多文化共生活動を行う指定地域共同活動団体に対して、
市町村が外国人住民向けの日本語講座事業を委託して、一体的に活動を行う。



＋


※画像出典：Microsoft Copilot による生成画像（2025年10月作成）

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ⑤

5. 適正な運営を確保するための仕組み

◆ *団体の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村からの関与は、必要最小限の事項に限定*

1）指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表〔第4項〕 〈市町村長〉





- 活動の状況や団体への公金支出を含む市町村による支援の状況について、指定を行った市町村長が住民への説明責任を果たす

2）報告徴収〔第10項〕

特定地域共同活動の適正な実施を確保するため、報告を求めることができる

3）措置命令〔第11項〕

適正な運営確保のための必要な一定の場合に、期限を定めて、改善措置命令ができる

4）指定の取消し〔第12項〕

適格性を欠くと認められる一定の場合に、指定を取り消すことができる

指定地域共同活動団体

✓ 求めに応じて、必要な情報を報告する
（cf.特定地域共同活動の状況、指定要件の具備の確認、支援や調整・特例（随契・行政財産の貸付）の適用の確認に必要な情報の取得、組織・運営等に関する事項等）

✓ 適正な運営を確保するための改善措置を講じる
（①指定要件の不備、②法令等違反、③不適正な運営の改善）

✕ 指定が取り消される
（①指定要件を欠き改善が期待できない、②措置命令違反、③不正な手段による指定の申請、④その他条例の定め）

6. 条例等の整備

◆ *本制度の導入・運用に当たり、市町村が、地域の実情に応じて、条例等で定めることが想定される主な事項*

① 法令上、条例に規定することが委任されている事項

ア. 指定に必要な要件に係る事項

- 特定地域共同活動の内容〔第2項第1号関連〕
- 民主的で透明性の高い適正な運営を確保するための具体的な要件〔第2項第2号関連〕
- その他条例で指定要件を定める場合の具体の内容〔第2項第4号関連〕

イ. 適正な運営を確保する仕組みに係る事項

- 市町村長による指定の取消しを行うことができる事由として、その他条例で定める事項〔第12項関連〕

② その他、指定の申請等の手続や支援・調整の内容等、制度の円滑な運用に当たって必要と考えられる事項

③ 一定の場合に認められる随意契約の特例の適用に当たり、契約手続の透明性及び公正性の確保を図る観点から、契約締結の手続として、規則（ex.契約規則・財務規則・会計規則等）で定めることが想定される事項

『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

○ 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み（プラットフォーム）の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。

○ このため、**指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費**について、**地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕**

拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置（算定対象に追加）を講じる。

① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費

② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

支援対象が「指定地域共同活動団体」である場合には、その主体が、地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置を講じる。

【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） → 特別交付税措置（※）

② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置（※）

※ 特別交付税措置（措置率0.5・財政力補正あり）

広島市における「指定地域共同活動団体」（ひろしまLMO（エルモ））

ひろしまLMO（指定地域共同活動団体）の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO（エルモ）とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

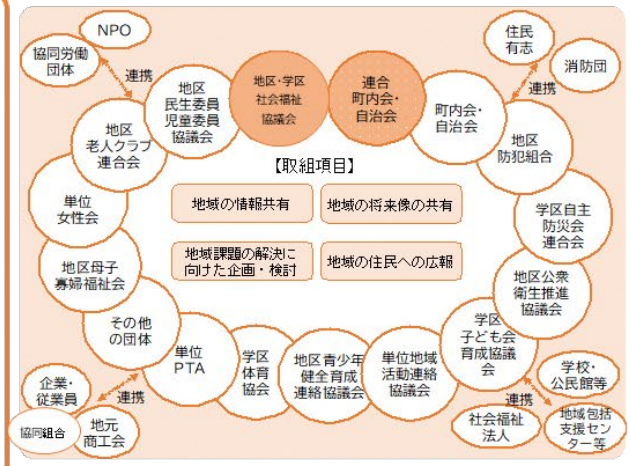
本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動（特定地域共同活動）を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)～(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

(1) 自主防災会
(2) 防犯組合
(3) 体育協会
(4) 民生委員児童委員協議会
(5) 女性会
(6) 老人クラブ
(7) 地域活動連絡協議会
(8) 母子寡婦福祉会
(9) 子ども会育成協議会
(10) 青少年健全育成連絡協議会
(11) 公衆衛生推進協議会
(12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容（特定地域共同活動）

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)～(15)のうちいずれかの活動（特定地域共同活動）を行うかを明記する必要があります。

(1) 地域住民の生活支援に資する活動
(2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
(3) 地域住民の交流促進に資する活動
(4) 地域住民の生涯学習に資する活動
(5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
(6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
(7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
(8) 地域の防災又は減災に資する活動
(9) 地域の防犯に資する活動
(10) 地域の交通安全に資する活動
(11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
(12) 地域の魅力の向上に資する活動
(13) 地域課題等の把握に資する活動
(14) (1)～(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
(15) (1)～(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

（出典：広島市作成資料）

「指定地域共同活動団体」の検討状況

○「指定地域共同活動団体」制度の導入の要否について検討している団体数は**193団体**であり（R8.1現在）、**導入済市町村における効果**について特に知りたいと考えている。

→ 今後の制度導入促進のため、令和8年度は、効果測定支援を行う予定

【「指定地域共同活動団体」制度の検討状況に関するアンケート調査】

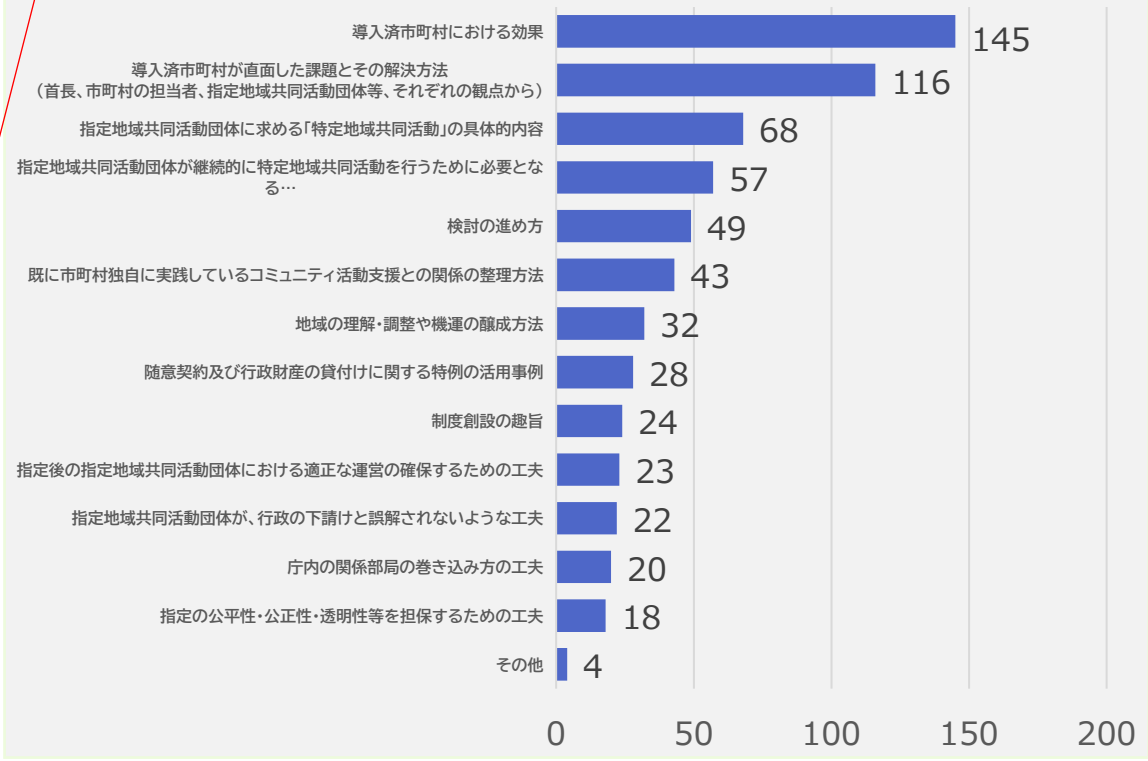
調査期間：令和8年1月～3月　　調査時点：令和8年1月現在　　実施方法：WEBアンケート調査　　調査対象：全国1,741市区町村

「指定地域共同活動団体制度」の検討状況

	団体数【団体】	割合【%】
①導入済	3	0.2
②導入の要否について検討し、導入に向けて取組中	3	0.2
③導入の要否について検討中	193	11.1
④導入の要否について検討し、導入の意向なし	91	5.2
⑤導入の要否について検討をしていない	1,143	65.7
⑥未回答	308	17.7
合計	1,741	100

※導入済団体
広島県広島市、岡山県真庭市、奈良県王寺町

③を回答した団体において、検討に当たって特に知りたい情報（複数回答）



《参考》総務省HP

（※ 令和8年3月末時点の主な掲載情報）

総務省トップ ＞ 政策 ＞ 地方行財政 ＞ 地方自治制度 ＞ 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書（令和６年３月）
- 自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック（令和７年３月）
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
  （概要、関連条文、第３３次地方制度調査会答申（抄）、地方財政措置）
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等